

令和3年4月8日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

淀川水系河川整備計画(変更原案)に対する 関係住民の意見聴取結果を公表します。

淀川水系河川整備計画の変更に向けて、淀川水系河川整備計画(変更原案)を令和3年2月26日に公表するとともに、河川法に定めた住民意見聴取のため、パブリックコメントや公聴会を開催し、住民の皆様からご意見をいただきました。

このたび、住民の皆様からいただいたご意見をとりまとめましたので、その対応方針とともに、お知らせします。

○住民意見応募

パブリックコメント募集期間：令和3年3月1日(月)から令和3年3月31日(水)まで

公聴会開催：令和3年3月27日(土)14時～ 滋賀県会場、大阪会場

令和3年3月28日(日)14時～ 京都府会場

※三重県会場、兵庫県会場、奈良県会場については、公述人の応募がなかったため、開催を取り止めました

○ご意見の件数

パブリックコメント 52名から193件

公聴会 8名

○住民からのご意見と対応方針

近畿地方整備局HPに掲載しております。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/river/iinkaikatsudou/yodogawakasenseibi/index.html>

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者クラブ、
兵庫県政記者クラブ、奈良県政記者クラブ、名張市政記者クラブ、伊賀記者会

(滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県：同時発表)

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局河川部河川計画課

課長 前羽 利治(内線 3611) 課長補佐 森田 一彦(内線 3613)

TEL: 06-6942-1141(代表) 06-6945-6355(直通)

1. 住民からのご意見（パブリックコメント、公聴会）への対応方針

淀川水系河川整備計画（変更原案）に関する意見をお聴きしたところ、パブリックコメント、公聴会において多数のご意見を頂き、ありがとうございました。

頂きましたご意見は、淀川水系の河川整備を進める上で、示唆に富んだ貴重なものでしたので、それらのご意見を踏まえて、また学識経験者（流域委員会）のご意見等も踏まえて、計画の案を検討して参ります。

多岐にわたる項目について、記載ぶりの修正などの多数のご意見を頂きましたので、それらのご意見については、事実関係を確認し、文章を推敲した上で、計画の案に反映することと致します。

大戸川ダムについては、多様なご意見がありました。事業推進を求めめるご意見や代替案のご提案もありましたが、いずれも何らかの治水対策が必要であるという点では共通しており、治水対策が不必要というご意見はありませんでした。

代替案を求めめるご提案としては、既存ダムの洪水調節機能強化、流域治水、堤防強化、遊水地の有効活用、淀川下流橋梁架替などに期待するものがありました。これらの対策は既に変更原案にも記載しているところですが、ご意見を踏まえ、計画の案では、さらに記載を充実致します。

また、迅速な河川整備計画の変更や事業推進を求めめるご意見とともに、丁寧な説明を求めめるご意見もありました。良好な河川環境の保全や治水対策は、河川管理者による施設整備のみで達成できるものではなく、住民のご理解が不可欠であり、今回の計画変更プロセスに限らず、日頃より丁寧な説明に努めてきてはいますが、引き続き、双方向の丁寧な説明や意見聴取に努めて参ります。大戸川ダムについても、効果、費用、河川環境などを懸念するご意見もあることから、今後、それらについても調査、検討を進め、その結果を公表、説明して参ります。

2. 分類別の住民からのご意見数（パブリックコメント・公聴会）

分類	意見数
■河川整備計画に関する意見	
1.はじめに	6
2.流域及び河川の概要	12
3.現状の課題	
3.1 人と川とのつながり	0
3.2.河川環境	3
3.3.治水・防災	18
3.4.利水	1
3.5.利用	2
3.6.維持管理	0
3.7.関連施策	0
4.河川整備の方針と具体的な整備内容	
4.1.人と川とのつながり	4
4.2.河川環境	24
4.3.治水・防災	101
4.4.利水	5
4.5.利用	3
4.6.維持管理	2
4.7.関連施策	0
■全般に関する意見等	20
合計（件）	201

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
7	2. 流域及び河川の概要	2	—	<p>総力戦で挑む防災・減災プロジェクトには「あらゆる関係者により流式域全体で行う「流域治水」への転換」と書かれています。あらゆる関係者は淀川周辺の行政だけでなく、流域住民も当然ながら含まれます。「淀川流域治水協議会」のホームページを見ても、行政関係者だけの協議会になっています。淀川水系が「公開と参加」に基づく新しい「河川整備計画」を流域全体でつくり、その他の水系の模範となるべきと考えます。</p> <p>①「淀川流域治水協議会」が流域全体で「流域治水」を行ううえで重要な役割を果たすにも関わらず、この協議会に関する記載が整備計画にないのは「流域治水」に転換するということの整合性が取れません。その役割やあらゆる関係者が協議会に参加することを記載してください。</p>	
8	2. 流域及び河川の概要	2	—	②淀川流域治水協議会への流域住民の代表の参加を確保し、治水を含む政策決定過程に関わることができる仕組みを採用してください。	
9	2. 流域及び河川の概要	2	—	③ZoomやYouTube等を積極的に活用した住民参加を平日昼間だけでなく、夜間や休日にも開催してください。より多くの多様な住民が参加できる仕組みが重要です。	
10	2. 流域及び河川の概要	2	—	③「日常的に河川や水害に関する市民の理解を促進するために、勉強会やワークショップ、講演会、シンポジウム等を積極的に活用し、住民との直接対話の機会も確保してください。	
11	2. 流域及び河川の概要	3	—	流域内人口及び想定氾濫区域面積が増加しているにもかかわらず想定氾濫区域内人口が766万人から534万人へと232万人(約3割)減少しています。大幅な減少の要因が思いつきませんが、間違いがないか確認だけお願いします。	
12	2. 流域及び河川の概要	3	—	想定氾濫面積が増えているのに氾濫区域内の人口や資産が減っている理由は	
13	2. 流域及び河川の概要	6	—	「イタセンバラが確認されている。」 →「イタセンバラが平成18年に確認されている。」 理由: 木津川では平成19年以降確認されていない。	
14	2. 流域及び河川の概要	6	—	「流水域と湛水域が連続する環境になっている。」 →例えば「流水域と湛水域が連続する環境となっており、下流部のワンドは固有種であるヨドゼゼラの模式産地となっている。」 理由: 2010に新種登録された淀川水系固有種のヨドゼゼラは桂川のワンドが模式産地。進捗点検にも保全策が記載されている。	
15	2. 流域及び河川の概要	7	—	・「流域の・・・見られる。」と「淀川の・・・」は1行空ける。	
16	2. 流域及び河川の概要	—	12	地域住民やNPO 等による活動とその成果に対する評価記述は、地域を巻き込んだ河川整備の手本であります。他河川も活動紹介記述を少し追加が必要と思います。	
17	2. 流域及び河川の概要	9	—	これまでなら氾濫していた水が・・・ このため、以降について (理由)いつも氾濫が生じているように思える表現だったので「なら」を挿入しました	
18	2. 流域及び河川の概要	—	15	「宇治川・・・について、昭和28年台風13号洪水を安全・・・」 ※7行目の猪名川と同じように、「戦後最大」の記述の追記がわかりやすい。 「宇治川・・・については、戦後最大の昭和28年台風・・・」	
19	3. 2. 河川環境	14	—	「OP+2.8m以下に下げると取水施設への影響がでるため」 どこの取水施設でしょうか。土砂堆積によって取水が困難であった磯島取水口は、対岸の水制工によって土砂堆積が無くなり、安定取水が出来るようになったのでは。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
20	3.2. 河川環境	17	—	「淀川大堰下流の汽水域でも貧酸素化現象が見られたことがある。」 →「淀川大堰下流の汽水域でも赤潮や貧酸素化現象が見られたことがある。」 理由：淀川大堰下流で赤潮が発生し貝毒が検出されている。	
21	3.2. 河川環境	17	—	意見② 宇治川はじめ各河川で計画されるかなりの規模の河道掘削も支持しその推進を願うところですが、この河道掘削も総合的な土砂管理の観点から（淀川水系河川整備基本方針でも明示）行われることを強調していただきたい。その為には関連事項を再構成もしくはより適切な記述に改める必要があると思われます。以下、その例です。ご検討下さい。 (1)木津川で直轄砂防事業を行っていることも踏まえ適切な表現を加えるべきです。例えば「土砂害防止のため土砂流出の抑制が必要な流域がある一方、ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性が阻害されダム貯水池では堆砂が進行している。また、洪水調節に伴う洪水流」など。	
22	3.3. 治水・防災	22	—	日吉ダム、一庫ダムをはじめ淀川水系には下流河川が改修途上ということで、工事中の暫定操作規則により小さな流量から洪水調節を行っているダムが多くある。これは小さな洪水に効果があっても大きな洪水に対する調整機能を損なうため、河川改修を進め、（修文意見） （理由）提案された文章だと日吉、一庫だけをイメージします。2ダム以外にも暫定操作規則で運用しているダムがあります。	
23	3.3. 治水・防災	22	—	排水→背水	
24	3.3. 治水・防災	23	—	出水後公表された「平成25年9月台風18号洪水の概要」では「宇治川では、向島地点において計画高水位を超過する洪水となり、」と記載されています。変更原案の「全川にわたり計画高水位を超過し、」は洪水痕跡調査の結果でしょうか。	
25	3.3. 治水・防災	—	30	天ヶ瀬ダム再開発後の放流能力増で、三川合流の背水対策はこれまで以上に重要と考えます。今回三川合流の背水問題対策への取組みに期待します。	
26	3.3. 治水・防災	—	30	（言葉の問題） 「その他にも、戦後最大洪水が・・・」の記述と別箇所記載の河川整備計画 の言葉において流量比較が可能ないように、例えば数字記載等補足すると計画の理解を得やすいです。	
27	3.3. 治水・防災	25	—	「平成25年台風18号洪水等により甚大な被害が生じている。」 平成25年台風18号洪水は、ダム群の操作により甚大な被害が避けられたのではないかと。	
28	3.3. 治水・防災	25	—	意見③ 堤防強化については、推進の姿勢をより強く示すため、これまで実施してきた堤防強化対策（主に浸透・侵食対策）と、昨年来特に社会の関心が高まっている「越水などに対し粘り強い堤防をめざした対策」との関係を各関連部分でよりわかりやすく記述して下さい。以下、その例です。ご検討下さい。(1)堤防強化の課題は、従来から行われてきた堤防強化対策（主として「浸透・侵食対策」）に加え、「越水などに対して粘り強い堤防を目指した対策」に取り組むことである。「引き続き堤防強化を必要とする区間」、「これまでに・・・行ってきた」対策（堤防天端のアスファルト被覆か）、これから行う「粘り強い堤防を目指した対策」を再整理して記述する。	
29	3.3. 治水・防災	26~28	—	○挿入部分；唐突感があります。p.29の3.3.2の前に移して、目次を立ててはどうか？	
30	3.3. 治水・防災	27	—	「琵琶湖流域に120日間で555mmの降雨があった場合、」とあるが、年間に換算すると約1700mmとなり、通常生じうる降雨と考えられるが、間違っていないのか？	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
31	3.3. 治水・防災	28	—	「30市7町1村」と図3.3.1-8の数字が合わない。	
32	3.3. 治水・防災	28	—	凡例と図の色が合わない。また、数字も合わない。	
33	3.3. 治水・防災	29	—	「近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから」 →例えば「近年、全国的に豪雨災害が頻発しているが、淀川水系では大災害の経験者が減少していることもあり」 理由：P9に記載のように、最近10年では「淀川水系では、平成24年京都府南部豪雨、平成25年台風18号、平成29年台風21号、平成30年7月豪雨などに伴う浸水被害が発生して」おり、全国的にも内水被害も含め浸水頻度が減少したとは言えない。	
34	3.3. 治水・防災	29	—	「台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している。」 →例えば「台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している。なお、瀬田川流域砂防は平成25年度で完了し滋賀県に移管したが、平成25年、平成29年の大雨でも土砂災害は発生していない。」 理由：事業が完了した瀬田川砂防では、その後土砂災害が発生していないと、平成31年事業評価監視委員会【事後評価】で公表されている。	
35	3.3. 治水・防災	30	—	「・・・回避したが、大阪湾地域においても・・・」 →例えば「・・・回避したが、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化等が懸念されており、大阪湾地域においても・・・」 理由：R2年11月に海岸保全基本方針も変更された。気候変動による懸念を記載すべき。	
36	3.3. 治水・防災	—	36	「大阪府三大水門・・・」は、3つの名称記述を「大阪府三大(安治川水門、木津川水門、尻無川水門)」が住民にはわかりやすい。	
37	3.3. 治水・防災	30	—	南海トラフ地震は、想定震度6強～6弱が広範囲に及ぶと想定されており、いつ発生してもおかしくない状況となっている。 淀川の堤防も大きな損傷を受け、洪水期に発生すると河川管理施設の機能復旧は待ったなしと想定される。記述されている「河川管理施設の維持管理」にとどまらず、早期復旧のための資機材を備蓄する防災ステーション、防災拠点の整備が喫緊の課題であるとする。	
38	3.3. 治水・防災	30	—	「その他の河川管理施設の多くについては耐震点検が実施されておらず安全性がまだ確認されていない。」 策定から10年、東日本大震災後でも実施されていないのか。	
39	3.3. 治水・防災	30	—	「推定津波高は下流部の堤防高さには及ばないが、」 →L2に対する下流部の耐震対策が終了しているのなら、例えば「推定津波高は下流部の堤防に耐震対策を実施したことにより被災後の堤防高さには及ばないが、」 あるいは、東日本大震災後に設定されたL2で、堤防が被災して高さが低くなっても越流する箇所がないように対策中であれば、そのような記載にすべき。また、南海トラフ巨大地震対応の状況を記載してはいいか。	
40	3.4. 利水	31	—	利水の課題として、平成30年台風21号の時に高潮により淀川大堰を超えて塩水が遡上し、利水障害を起こしたことを記述すべきではないか	
41	3.5. 利用	35	—	乗り入れ禁止されていない区域をバイクで走るのは違法行為でない この3行を書き込むなら(3)迷惑・危険行為に移動させるのが適当ではないか	
42	3.5. 利用	36	—	「(3) 迷惑・危険行為」 追加「なお、淀川河川事務所の管理する河川(民有地、自治体等管理の河川公園等を除く。)及び国営淀川河川公園においては、ドローン、ラジコン飛行機等の無人航空機の飛行は、危険・迷惑行為として原則禁止している。」 理由：整備計画策定以降にとられた措置ではないか。	
43	4.1. 人と川とのつながり	38	—	「(1) 人と川をつなぐ」 「ミズベリング」や淀川アーバンフロント等は「人と川をつなぐ」取り組みとして記載する必要はないのか。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
44	4.1. 人と川とのつながり	43	—	「また、仮想現実や拡張現実などの技術を用いて、淀川における…」 →「また、仮想現実や拡張現実等の技術の活用や、マイ防災マップ・マイタイムラインの作成支援を通じて、淀川における…」 理由：マイ防災マップ・マイタイムラインの取り組みを推進する必要があるのではない。	
45	4.1. 人と川とのつながり	43	—	「避難勧告・指示を…」→「避難指示を…」 理由：避難勧告と避難指示は、避難指示に一本化される。	
46	4.2. 河川環境	44	—	「天ヶ瀬ダム、高山ダム…一庫ダム」→「管理ダム全般」 理由：川上ダムが管理移行すれば対象ダムになるのでは。	
47	4.1. 人と川とのつながり	—	51	「インフラツーリズム」だけでなく、近畿地整の取組みである「魅せる現場」、の記載もされた方が良いと思います。（地整のHPIには記載有り）	
48	4.2. 河川環境	—	52, 55	○「川が川をつくる」を手伝う」との認識のもとで… この表現の定義があいまいである。元の整備計画作成の際には流域委員会で、そのイメージがなんとなく共有されていたかと思うが、現在ではこの表現は的確ではないように思われる。 特にこの変更原案ではさらに目標を高めて河道改修を進めることになるので、この認識だけでは無責任のような気がする。さらに踏み込んで河川環境をどう回復・維持するのか、この10年の経験を踏まえ、きちんと適切な表現に直すべきである。本文の4.2.6では積極的な管理手法も記載されており、この表現はなじまない。 (問題意識) 「川が川をつくる」に任せれば、土砂堆積・異常洗堀や樹木繁茂により河道断面は維持できず、環境も損なわれてきている事例が多い。環境面でも維持管理が欠かせない状況になっている。	
49	4.2. 河川環境	46	—	「①イタセンバラ」 →例えば「①イタセンバラを代表種とするワンド、たまりの保全・再生」 理由：計画に記載されている内容はイタセンバラに関するものだけではなく、たまりの保全・再生はイタセンバラのためだけに実施するものではない。	
50	4.2. 河川環境	46	—	「…等関係機関と連携のもと、」 →「…等関係機関や淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワークと連携のもと、」 理由：計画策定後に結成されたイタセンネットも密漁監視や外来種駆除に貢献している。	
51	4.2. 河川環境	46	—	「…も考慮しつつ、春季から夏季にかけての平常時水位を低く…」 →「…も考慮しつつ、春から夏にかけて産卵する魚類のために、春季から夏季にかけての平常時水位を低く…」 理由：秋産卵のイタセンバラではなく、春夏産卵魚のためであるため。	
52	4.2. 河川環境	46	—	「…アユの遡上に配慮した…」→「…アユの遡上にも配慮した…」 理由：アユの遡上は「ワンド、たまりの保全・再生」の直接的な目的ではないため。	
53	4.2. 河川環境	46	—	「当面の処置として…ワンド内の環境改善を行う。」 →「当面の処置として…ワンド内の環境改善を行うことを試行し、対策を検討する。」 理由：当面の処置の結果を検討して対策を検討することが必要。	
54	4.2. 河川環境	49	—	「大塚地区、三矢地区」→「大塚地区、三矢地区 及び既設ワンド」 理由：既設ワンドも「必要に応じて改善」するのであれば。	
55	4.2. 河川環境	46	—	追記「桂川下流地区・ヨドゼゼラの模式産地である桂川下流部のワンドを保全し、河道改修にあたっては新たなワンドを設置するなどミティゲーションを実施する。」 理由：計画策定後に新種登録された淀川水系固有種のヨドゼゼラの保全について記載する必要があるのでは。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
56	4.2. 河川環境	49	—	「⑤河道内砂州の掘削等を行い、」→例えば「⑤陸域と水域の二極化を改善するため、河道内砂州の掘削等により、水際環境の多様化を図り、」 理由：木津川で竹蛇籠等による水際線の環境改善が試みられている。	
57	4.2. 河川環境	50	—	水制工が下流向きとなっていますが、特別の設計意図が無いのであれば、高水敷の狭い場所なので、水制下流河岸部が洗堀域となる下流向き水制ではなく、一般的な直角又は上流向き水制工のイメージとしてはどうでしょうか。（下流向き水制工は、出水時は越流方向が河岸方向になり河岸側が洗堀域になります。維持管理面を考えると直角か上流向きが一般的だと思います。）	
58	4.2. 河川環境	50	—	「⑥砂礫河原及び瀬と淵を再生する。」→「⑥砂礫河原及び瀬と淵を再生し、再生実施箇所の調査を行い、必要に応じて改善について検討の上、実施する。」 理由：再生実施箇所について順応的管理が必要。	
59	4.2. 河川環境	52	—	「…運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。」 →「…運用を試行する。」 理由：「新たな施設による容量確保」の調査・検討が、P99で削除された「渇水対策容量の確保」についての調査・検討であれば、同様に削除が適切では。	
60	4.2. 河川環境	52	—	「淀川大堰渇水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持した上で、」 P46では文章が変更になっているが？	
61	4.2. 河川環境	53	—	・4.2.4（2）で正常流量の確保について記述されていますが、4.2.5の最初に記述した方が収まりが良いのでは？	
62	4.2. 河川環境	54	—	平成28年7月にダム建設中止が決定したが、高時川の渇水対策（瀬切れ対策）は、ダム事業の目的の一つでした。 ダム事業の中止の検討では、様々な代替案が提示され検討されましたが、滋賀県が実施しているのは、水たまりを作る程度の事業でお茶を濁しています。 ダム事業の中止を決定した国は、代替案を提示する責任があります。 今回の淀川水系河川整備計画においては、実効性のある施策を明確にしていきたい。	
63	4.2. 河川環境	55	—	「…監視を強化し、測定範囲を検討して実施するとともに、」について 「監視を強化し」たうえで「測定範囲を検討して実施する」内容は何か。 「測定範囲」とは何か。監視地点の分布か、測定項目のレンジか。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
64	4.2. 河川環境	55	—	<p>淀川水系においては、油類や六価クロムの流出事故、局所集中豪雨による原水濁度の急激な上昇など水道水質に影響を及ぼしかねない事象が発生しており、従前より淀川水質汚濁防止連絡協議会を通じて、情報連絡の重要性についての周知や水質事故対応訓練の実施等の様々な取組みをいただいているところです。</p> <p>平成24年5月に利根川水系で発生したヘキサメチレンテトラミン流出事故の際に、関東地方整備局では、その影響を低減化させるために、利根川水系の上流ダムで緊急放流を実施しました。また、事故後には、利根川水系河川整備基本方針及び利根川水系利根川・江戸川河川整備計画について、水質事故時の状況に応じて既存の河川管理施設の有効活用を行い、水質事故時における被害の最小化を図るための変更が行われています。一方で、淀川水系においても同様の河川整備基本方針及び河川整備計画が定められているものの、利根川水系のような事故時の河川管理施設の有効活用については記載がない状況です。</p> <p>大規模な水質事故発生時におけるリスク低減化方策の一つとして、ダムや堰からの緊急放流による希釈は非常に有効であり、既存の河川管理施設を有効活用して水質事故被害の最小化を図るための危機管理対策を実施できるよう検討するとともに、淀川水系河川整備計画に反映すべきであると考えます。</p> <p>-----</p> <p>利根川水系利根川・江戸川河川整備計画(抜粋)</p> <p>5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項 ……さらに、水質事故に備えた訓練及び必要資材の備蓄を行うとともに、関係機関との情報共有・情報伝達体制の整備を進め、状況に応じて既存の河川管理施設の有効活用を行い、水質事故時における被害の最小化を図る。……</p>	
65	4.2. 河川環境	56	—	<p>「流域全体での物質循環の」→「流域全体での水物質循環の」 理由:趣旨からすると水と物質の循環の解明が必要。</p>	
66	4.2. 河川環境	56	—	<p>「物質循環」→「水物質循環」 理由:同上。</p>	
67	4.2. 河川環境	57	—	<p>「既存施設における水資源の有効活用」とは何か。</p>	
68	4.2. 河川環境	58	—	<p>「⑦ダム湖の…を継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、検討して実施する。」 →「⑦ダム湖の…を継続実施し、温暖化に伴う水質変化を監視するとともに、管理ダムにおいて、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等が必要となった場合には、検討して実施する。」 理由:温暖化に伴うダム湖の水質悪化が懸念されている。</p>	
69	4.2. 河川環境	58	—	<p>(2) 「(2) 土砂移動の連続性の確保」では「このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物や河道掘削等の工事について、・・・」などとする必要がある。</p>	
70	4.2. 河川環境	61	—	<p>「その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。」 →「その事業者に対して、河川環境や景観保全の観点からの助言を行う。」 理由:景観だけでなく河川環境についても必要。</p>	
71	4.3. 治水・防災	62	—	<p>淀川のような流域資産が多い重要な河川については、目標洪水を戦後最大洪水にすることで、計画規模が小さすぎると思われる。整備方針の計画流量の達成に向けての筋道を検討すべきと考えます。</p> <p>また、気候変動を考慮した目標流量を設定することは、当然必要と考えますが、最近の降雨状況を見ると、1.1倍では小さすぎると思います。これの根拠をお教えいただくとともにより大きな倍数が検討が必要と考えます。</p>	
72	4.3. 治水・防災	62	—	<p>「流域治水」については、これからの気候変動の影響を考えると重要な施策であると考えますが、あまり具体的な整備の内容が示されていないように思うので、もう少し具体性のある表現ぶりになっていただいた方がよいと考えます。</p>	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
73	4.3. 治水・防災	62	—	大戸川流域の住民です。10年間の遅れを一日も早く取り戻す事を要望します。「絶対に壊れない堤防を築造することはできない」と決め込まれた様に表記され、対策として「河道を大きくする」との対策であるが、大切な事です。しかし又、大戸川流域では昔から堤防を超える洪水があっても耐えられる対策もされていました。先人の知恵は、竹林の堤防で大変な効果「水が引いた後も堤防が壊れずに耐えている」事も近年の水害でも見ております。ご一考も願います。	
74	4.3. 治水・防災	63	—	これまでの淀川水系河川整備計画では他水系の整備計画とは異なって整備計画本文に河道の目標流量が具体的には記されていませんでしたが、流域委員会の資料等では示されていたこれらの数値を明示して具体的な河道整備目標を示すことは計画の内容を具体的に分かり易くするためにはよいことだと思います。	
75	4.3. 治水・防災	63	—	淀川本川の河道目標流量の設定において、合流する3川の合流時差のどのよう設定されているのか。気候変動によって降雨量が変化するだけではなく、降雨の地域パターンも変化する可能性があることを考慮すると3川の同時合流時の流量を考える必要があると考えます。	
76	4.3. 治水・防災	—	70	近年の異常な気候変動を考慮し、過去の最大洪水にとらわれず、河川整備を進捗すること必要。上下流のバランスを考慮し、次期河川整備期間内で実施可能な最大限の目標とすべき(桂川、宇治川)。	
77	4.3. 治水・防災	—	70	亀岡地区の整備目標は、上下流バランスの縛りにより下流の整備目標にあわさざるを得ないと聞いている。亀岡地区も平成25年台風18号により甚大な被害を被った。下流の整備目標が昭和28年台風13号から平成25年台風18号に見直しされるなら、亀岡地区も平成25年台風18号に見直すべき。	
78	4.3. 治水・防災	—	70	上下流バランスの縛りにより亀岡地区の目標が決まっています。整備が進まずこれまで苦汁を飲まされている。今回下流の目標だけ変更し、上流の目標は知りませんでは、無責任すぎる。淀川の変更整備計画の記載内容が、亀岡地区の目標を変更する時のネックにならないよう、亀岡地区の目標の記載方法を改めるべき。	
79	4.3. 治水・防災	63	—	(2)「水害リスクの高い区間等」とあるが、まずどのような区間から検討していくのかイメージを示す。河床勾配が小さく三川合流部からの背水延長が長くなる宇治川下流部などから検討していくことは考えられないでしょうか。	
80	4.3. 治水・防災	—	69	・4.3.1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方の末尾 (P.71) に、次の文 (「」) を加える。 「上流地域の開発にあたっては、樹木の伐採等を極力行わず、乱開発しない。土地改変の前後においては、植林、遊水地・調整池の設置等を組み合わせて、地域からの雨水流出量が増加しないよう、対策を立てることを原則とする。」 理由：現代において、上流域での乱開発を行わないことが非常に重要になってきている。樹木の伐採による太陽光パネルの無秩序な設置など、注意しないと行けない事態が危惧されるので、注意を喚起することが大切である。	
81	4.3. 治水・防災	64	—	「…推進するとともに住民・自治体等と連携した危機管理体制の構築等のソフト対策、水害に強い地域づくり等、流域のあらゆる関係者が…」 →「…推進するとともに、住民・自治体等と連携した危機管理体制の構築、水害に強い地域づくり等、流域のあらゆる関係者が…」 理由：「水害に強い地域づくり」にもソフト対策が含まれるため。	
82	4.3. 治水・防災	64	—	昨年来、「流域治水への転換」が大きく叫ばれているにもかかわらず、変更原案では、それに踏み込んだ記述が弱いように感じます。特に、流域治水におけるハード面での有力なメニューであると考えられる「遊水地」や「霞堤」に関する記述がほとんど見られません。 ①河川整備計画の対象期間内の対策としては、場所を特定した具体的な記述が困難かもしれませんが、将来の整備に備えて、「危険地からの移転」や「土地利用規制の強化」への取り組みについて記述するべきではないでしょうか。	

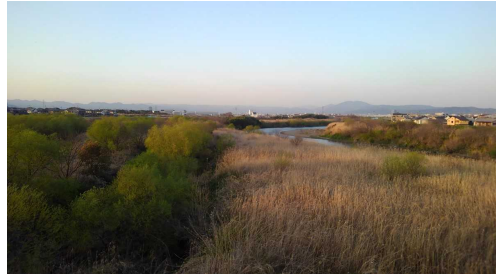
通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
83	4.3. 治水・防災	64	—	②具体的には、将来「巨椋池干拓地」の一部分を遊水地とすべく、新たな都市開発を規制することや、亀岡盆地等における霞堤の機能を阻害させるような開発構想を規制することを整備計画に記述することを望みます。	
84	4.3. 治水・防災	64	—	③また、整備計画の対象期間内に遊水地の整備にまでは至らなくとも、「その整備の可能性を検討する」旨を整備計画に記述できないものでしょうか。	
85	4.3. 治水・防災	65	—	「整備目標とする洪水が生じし・・・」 →「整備目標とする洪水や目標を超過する洪水が生じし・・・」 理由：気候変動に伴う洪水の激甚化に鑑み、整備目標を超過する洪水においても、自然状態のときの流入量を上回らないようにすべきではないか。	
86	4.3. 治水・防災	65	—	「・・・開削前よりも安全に流下できる範囲で・・・」 →「・・・開削前よりも安全に流下でき、超過洪水においても安全度が低下しない範囲で・・・」 理由：気候変動に伴う洪水の激甚化に鑑み、整備目標を超過する洪水においても、下流の安全度が低下しないようにすべきではないか。	
87	4.3. 治水・防災	—	86	大戸川ダム の代替案として、琵琶湖ダムを提案する。下流に効果があるタイミングで洗堰を全閉し、一時的に琵琶湖をダム化すれば、コスト小で平成25年台風18号に対応できるはず。その際の大戸川ダムとのコスト比較を確認したい。琵琶湖沿岸で浸水被害が発生すると思うが、大戸川ダムの建設費より安価なはず。なお、水害保険で対応すればなおコスト小である。	
88	4.3. 治水・防災	66	—	「また、橋梁周辺は・・・関係機関と順次調整を図り検討する。」削除 理由：追加された「・・・関係機関と調整した上で実施する。」と内容が重複。	
89	4.3. 治水・防災	66	—	淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。橋梁周辺には家屋等が密集しており、架け替えには関係機関等との調整に多大な時間を要する。事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業をまちづくりと一体的に完成させる。流下能力向上に効果が高い橋梁架け替えを検討し、関係機関と調整した上で順次実施する。 (理由)なんば線橋梁、赤字追加文、伝法大橋などが記述されているが文章が分かりにくい。	
90	4.3. 治水・防災	66	—	毛馬排水機場のポンプ設備について、現状の更新のみで寝屋川や大川の氾濫が起きないのであれば、その条件を明確な数値で教えていただきたい。 大阪府の河川関連審議会では、下記の3条件ごとに異なる数値でポンプを増設するとなっている。 ※3大水門が津波で開かなくなった時、副水門のみで洪水処理を行う時 ※寝屋川に洪水発生時 ※高潮時の洪水時 増設計画があるならば、ここは、更新・増設（能力）に変更すべきである。	
91	4.3. 治水・防災	—	87	大戸川ダムの整備が明記され、「なお書」を削除で、事実上の凍結が解除された原案であり、本体工事の整備に向けて動き出すことを期待します。 大戸川は、別名「あばれ川」といわれ、これまでに、幾多の災害により、多大な被害を受けてきました。昭和43年の調査開始以来、半世紀が経ち、未だに、地域住民は、豪雨のたびに、生命と、暮らしに不安を抱えています。4府県合意から12年がたちましたが、この間に、平成25年の18号台風では、家屋浸水、堤体溢水、道路崩落、圃場への濁水の流入に見舞われました。この時の総降雨量は、344ミリ、時間最大降雨量47ミリでした。全国各地での被害は、これを相当上回る事例が多く、さらなる不安にさらされています。気候変動による激甚化、頻発化に対応できる整備計画を早期に策定いただくよう願うばかりです。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
92	4.3. 治水・防災	66	—	大戸川ダムについては、現計画では「実施時期を検討する」となっているが、変更案では「順次整備する」と変更されており、近年の豪雨被害の状況等を考えれば、変更されたことは妥当であると考ええる。 ただ、説明責任の観点からも、実施時期についての検討結果がどうであったのか、具体的に示すことが必要ではないのか。	
93	4.3. 治水・防災	68	—	「大戸川ダムを順次整備する。大戸川ダムは洪水調節目的専用の流水型ダムとする」と計画案にありますが、12年前に凍結され、今さらなぜ必要なのか。ダム建設は取りやめてほしい。 洪水調節が目的というが、近年の気候変動は著しく、ダムを1つ作って解決するようなものではない。2018年の西日本豪雨では、ダムの緊急放流により9人の方が犠牲になり、650戸が浸水した。「一定の効果」しかないダムを作って大規模な自然破壊をするより、別の方法での治水を行ってほしい。	
94	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川流域の住民です。 大戸川ダム整備早く実現していただきたいです。計画変更／いろいろ諸手続きがあると思いますが、工事着工のアクションを全国に一日も早く知らしてほしいと思います。 反対グループは緊急フォーラムまで開催し、変更原案が気に入らないみたいです。ダムを理解していない方々は「関西電力の喜撰山ダムを治水に活用」とプレスしておられます。ゲリラ豪雨などでは堂二丁目、里、石居など氾濫しています。三日月知事の判断は胸が熱くなります。ダムが気に入らない方々が圧力をかけないうちに早期着工を願います。	
95	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川流域の住民で、大戸川沿いに田んぼを保有しております。 1982年の台風10号では田んぼの一部を流され、2013年の台風18号では田んぼすべてが2m弱の高さまで浸かってしまったりと実害を被っております。 大戸川ダムが有ったら、この様な水害避けられたはずですし、これから先においては、地球温暖化によるゲリラ豪雨や超大型台風等が発生し、更に大きな水害が発生するのではと思います。大戸川流域だけでなく、宇治川、淀川等の京阪神流域に住んでおられる方々の為にも、一刻も早い大戸川ダムの工事着工を強く要望します。	
96	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川流域の住民です。「淀川水系河川整備計画（変更原案）」を見てやっどこまで来たかと思っています。 これに至るまでの半世紀、「中止」「凍結」と国政、県政に翻弄されて来ました。自然災害に備える「治山」「治水」が権力により左右されるものであってはなりません。何より国民住民を主体に為されるべきものであり、大戸川ダム完成に向け、1日も早い本体工事着工を要望します。	
97	4.3. 治水・防災	68	—	地元で稲作をしていますが、近年の異常気象により急激な水位上昇により、農業用水路に大量の砂・泥・流木が流入して、除去作業に大変苦労しております。安心して稲作が出来、子孫に引き続けるように、早期にダム建設していただくよう切望します。	
98	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川ダムが整備されることにより、平成25年台風18号時に宇治川の水位が数時間にわたり計画高水位を超えた危機的な状況を回避できることを期待します。	
99	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川ダムの整備については、是非とも本整備計画変更で位置付けていただきたい。 ・大戸川ダムは大戸川及び下流に対する効果も以前と変わらない ・滋賀県は既に大戸川ダムありきで大戸川の河道整備をすすめており、近年の洪水を見ても早急に大戸川ダムの整備が必要 ・水没地内の補償等はほとんど完了しているとともに、現河川整備計画ですすめている付替県道事業も完了が近づいており、地元も含めて大戸川ダムの早期着工を望んでいる	
100	4.3. 治水・防災	68	—	近年の豪雨災害の頻発や、平成25年18号台風で明らかになった3川ダム群の連携の有効性などから考えると、宇治川のみでなく、桂川下流部や琵琶湖についても危機管理時の自由度が増す、大戸川ダムの整備は、苦渋の決断をして移転して頂いた皆さんの思いに答え、貴重なダムサイトを有効に活用する意味からも早期実現を期待します。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
101	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川流域の住民です。やっとここまで来たのかという思いで一杯です。予備調査から既に半世紀、水没予定地の大鳥居が苦渋の決断で移転されて20余年です。 この間、「中止」「凍結」と時の政権に翻弄されてきました。平成25年18号台風では、大戸川流域は洪水に襲われ、かつてない被害の地となりました。ダム完成までにも激甚風水害が発生する可能性は十分にあります。一日も早い本体着工を要望いたします。	
102	4.3. 治水・防災	68	—	私は、大戸川の流域に住んでいます。 私の生まれた昭和28年には、大戸川や支川が溢れ付近一帯が浸水しました。 また、上流の信楽町多羅尾では、氾濫、土砂崩れで、44名の方がお亡くなりになった大災害がありました。 近年では、平成25年の18号台風で、大戸川が溢水、道路が陥没、土砂崩れ、耕作地は浸水、家屋にも浸水し、寸でのところで、大戸川にかかる荒戸橋が流出するところでした。 この台風でも、総雨量が344ミリ、時間最大が47ミリとなっていました。近年の各地で見られる豪雨の降雨量は、これを相当上回る降雨量で地域住民は、豪雨のたびに不安に駆られています。どうか、一日も早く、大戸川ダムを整備いただくようお願いいたします。	
103	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川流域の住民です。 「大戸川ダムを整備する」に変更されることに大いに賛成です。 私の叔父は水没予定地の大鳥居より移転しました。移転前に体をこわし新転地で治療することなく亡くなりました。 叔父の墓前に「大戸川ダム」が完成したと報告出来るようよろしくお願い致します。	
104	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川流域の住民です。近年大きい台風や集中豪雨による大雨で、我々の命や財産が脅かされております。また、今後も気候変動により被害が増大する可能性が予想されます。今回の「淀川水系河川計画（変更原案）」により河川整備の変更がスムーズに進むことを願っております。そして、地域住民の長年の願いでもあります「ダム本体工事の早期着工」を大いに期待しております。	
105	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川流域の住民です。「大戸川ダムを整備する」に変更されることに賛成です。 大戸川は「暴れ川」と称され度々の洪水によって、居住地を移転してきた歴史があります。今も「避難勧告」や「避難準備」が度々発令される地域です。 平成25年18号台風では、大戸川流域は洪水に襲われ、かつてない被害の地となりました。住民が安心して暮らせるよう一日も早く「大戸川ダム早期着工」を要望いたします。	
106	4.3. 治水・防災	68	—	意見① 「大戸川ダムの整備を行う。」を支持し、その推進を期待します。ダムの効果はダム直下流から河口までの全区間に及びます。本川洪水位を低下させることは堤防に対する洪水の負荷を減じ、合流支川の洪水位を下げ、内水排除を可能にします。また、環境に対する影響も解決できます。ダムによる水没地域及び下流受益地域等全てで合意が得られることを願います。	
107	4.3. 治水・防災	68	—	「大戸川ダム整理について」ですが、この大戸川流域の住民です。大戸川ダム早期着工を要望します。 平成25年の台風18号では、大戸川流域は洪水に襲われ、かつてない被害を受けました。今も毎年ほど台風や大雨時には、「避難勧告」や「避難準備」が発令されます。 我々住民が安心して暮らせるよう一日でも早く工事着工をお願いいたします。	
108	4.3. 治水・防災	68	—	大戸川ダムは、住民の命を守るために必要不可欠であると思います。 最近の集中豪雨に対応するためにも必要だと考えます。 私たち移転住民は苦渋の選択をして移転しました。このままで災害が起こればと考えると、早期の完成が必要だと考えます。 計画から五十数年、議論は尽くされたと思います。	

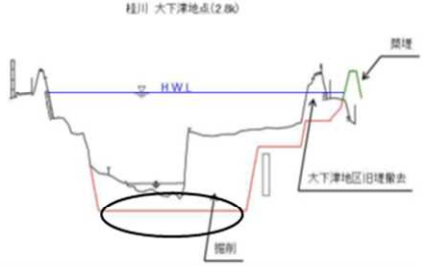
通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
109	4.3. 治水・防災	—	88	大戸川ダムがなければ、淀川本川の計画高水位は何センチメートルを超えるのか？淀川本川ではスーパー堤防が整備されてきており、数センチメートルの超過であれば、破壊までいかない。耐えられるはず。解析しているのか。破壊しなければ、大戸川ダムは不要だ。計画高水位を1mmでも超過したら破壊するというナンセンスな条件設定をしていないか確認したい。	
110	4.3. 治水・防災	—	88	○大戸川ダムの整備を行う。 ダム建設はダム下流全川にわたり効果があり、代替案の河川での対策となると全川での対策が必要となり、時間も予算もかかる。球磨川における川辺川ダムの事例で反省すべき。 その効果が小さいとの批判もあるが、宇治川においては現在天ヶ瀬ダムしか洪水調節はできず、平成25年18号台風の時宇治川は危機的状況であった。より安心できる天ヶ瀬ダム操作の観点からも、大戸川ダムは必要である。	
111	4.3. 治水・防災	—	88, 89	要旨（意見の詳細は別紙の通り） ① 淀川本川の治水対策として大戸川ダムは意味を持たない。 ○ 大戸川ダムは淀川本川で計画洪水ピーク流量を400m ³ /秒削減する効果があるとされているが、これは下流に行くほど、ダムの洪水ピーク削減効果が減衰していることを考慮しないきわめて過大な数字であり、実際は100～150m ³ /秒以下であると推測される。 ○ 仮に400m ³ /秒の削減効果があるとしても、最大で約15cmの水位低下である。淀川本川は現況堤防の余裕高が2.5～3m以上あり、必要な余裕高2mは十分に確保されるので、淀川本川では大戸川ダムの小さな治水効果は意味を持たない。 ○ この淀川本川対策の費用を除くと、治水対策代替案の河道掘削案や堤防嵩上げ案の事業費は大戸川の分だけとなり（それぞれ210億円、230億円）、大戸川ダム案の事業費478億円（残事業費）を大幅に下回るので、これらの代替案を選択すべきである。 ② 自然にやさしくない流水型ダム（穴あきダム） ○ 大戸川ダムが建設されれば、流水型ダムの副ダムの存在が水生生物の行き来を妨げる障害物になる。さらに、洪水後の川の濁りが長期化し、魚類の成育や生態に対して少なからず影響を与えることも危惧される。 ③ 流水型ダムは大洪水時には閉塞して洪水吐きが洪水調節機能を喪失 ○ 流水型ダムについて強く心配されることは、大洪水時に流木や土砂などで洪水吐きが詰まって、洪水調節機能が失われてしまうことである。大戸川ダムが閉塞すれば、大戸川ダム下流の河道はダムの洪水調節を前提として計画されているから、大氾濫の危険にさらされることになる。	別紙－1
112	4.3. 治水・防災	—	88	滋賀県民の立場からでは、ダム直下の治水安全度の向上、洗堰全閉時間の短縮等の効果が考えられ（滋賀県の検討結果からも）、天ヶ瀬ダムの再開発に合わせ、大戸川ダムの建設に賛同する。 なお、鹿跳溪谷の取り扱いについては、検討し実施となっているが、河川整備の効果を向上するには早急な実施を望む。	
113	4.3. 治水・防災	—	—	大戸川ダム建設によって、淀川枚方地点で計画高水位よりも17cm超過する洪水に対し19センチの水位低減効果があるとしているが、そもそも堤防高さを超えていないため、ただちに洪水になるものではない。ダム建設の根拠がないと思う。1080億円の経費をかけて、微少な効果しかない大戸川ダム建設は不要と考える。滋賀県の「大戸川ダム効果を検証した勉強会」でも、過去の4つの大規模降雨をシミュレーションしたうち、3つのケースで異常洪水時防災操作を行う結果となった。下流の流出能力は10年に1回規模の洪水を想定した整備が現在8割施行されたにすぎず、岡山県の真備町で起こったダムの緊急放流後の越水破壊の被害をみれば、大戸川ダムはかえって危険があると考えられる。大戸川ダムの建設よりも、越水破壊しにくい堤防補強の整備こそ望む。	
114	4.3. 治水・防災	—	—	大戸川ダム建設計画で消えた町大鳥居の一住民です。昭和43年（1968）以来約53年間この大戸川ダム建設計画問題とかがわってまいりました。その間言葉では言い表せない様な経験を致しました。その結果、「下流域の人々の為にまた国家の為にこの大戸川ダム建設事業に協力しよう」との結論に達し、住民すべての総意で「1200年の歴史ある地」を捨てる苦渋の選択をいたしました。以後ダム建設は様々な紆余曲折を経て淀川水系河川整備計画が作成され、又今回変更原案に関する意見が求められ私も意見を申し述べさせていただきます。 50年余りの長期にわたるこの事業により私たち関係住民は人生の半分以上の年月、国に翻弄されてきました。人々の人生を時計で表したとき想像を絶するものであります。 「大戸川ダムを整備する」との明記は勿論のこと一日も早い本体工事着工を切に要望いたします。 私たち大鳥居住民は故郷を捨て大鳥居を再生致しましたが「下流域の人々の安心安全の為に苦渋の決断、実行を行った」との考えを改めて訴えたいと思います。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
115	4.3. 治水・防災	—	—	大戸川流域に住まいする住民です。 大変な被害をもたらした平成25年18号台風時は恐ろしい思いをいたしました。その後も度々大雨洪水等で避難勧告等が出されるなど安心して暮らせない状況が続いております。どうか一日も早く「ダム本体工事の着工」を願うばかりです。 また、私たちの流域住民の長年の思いをお察しいただき政権や一部の首長による中止や凍結にならないよう進めていただきたい。	
116	4.3. 治水・防災	—	—	大戸川流域の住民です。「大戸川ダム整備を行う」に異存ありません。私が住まいする集落は享和2年（1802）6月の大戸川洪水により全村流出し、新しい居住地を求め、山林を開墾して現在の集落に移転しました。その後も大戸川のたび重なる増水のたびに危険な思いを強いられ、近くでは、平成25年9月15日～16日の台風18号により、住宅3戸が床上浸水し、約30haの田畑が冠水しました。大雨や台風が来る毎に心配です。 住民が安心して暮らせるよう一日も早く「大戸川ダム建設早期着工」を要望いたします。	
117	4.3. 治水・防災	—	—	大戸川ダム建設は反対です。 治水のためにというのであれば、もっと他のいい案があるのではないのでしょうか？ ダム建設が良しとされていた時と今では時代が違うと思います。 昔にくらべ技術や、計測能力は進化しています。 そして、気候変動などの災害の様子も昔とは違ってきています。 治水は大事ですが、昔の計画をちゃんと検証せずそのままやるのはどうなのでしょう？ 巨額の税金を使って、長い年月かけて作ったダムがちゃんと機能してくれるのか疑問です。 長い年月をかけて完成したところにはまた災害事情など変わっているかもしれません。 まずはもう一度調べることから始めていただけませんか？ 今の気候変動による災害に合わせた防災にアップデートして頂きたいです。 そして、遊水池のように災害を防ぐよりも災害と上手に付き合う工夫のある治水を求めます。 大規模事業よりも小規模事業で短期間で必要なところをピンポイントで補強していくことを求めます。 堤防の強化などまずやるべきことがあるのではないのでしょうか？ これからの希望としては、さらに防災＋自然エネルギーの活用も出来たらいいと思います。 例えば、水を逃がす水路を作る際にそこを小規模流水型発電ができる仕組みにすれば、 発電した電力を売電することで事業費を回収できますし、これからのモデルケースにもなると思います。 ぜひ、もう一度徹底的に調べることから始めていただけませんか？ 他県の者の意見ですが、京都にしばらく住んでいたこともありますし、他人事にはいけなないと思いい見させていただきました。よろしく願います。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
118	4.3. 治水・防災	68	-	<p>「天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うとともに大戸川ダムの整備を行う。」と記載されているが、大戸川ダム建設による国民の命を守るための必要性和緊急性の記述が極めて不明確であるため、素人にも理解できるように詳細を説明して記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画高水位を少しでも超えれば、堤防が破損して被害が出て、これを投資効果とするというのは乱暴すぎるので、実際の被害額を元に算定すべき。 ・治水経済調査マニュアルそのものが、投資効果を過大に算定することになっている。 ・建設工事をスーパーゼネコンに発注することを、ダム建設の一番の目的としているのではないか。 ・計画高水位を少しでも超えれば堤防が破損するのならば、常に河川の流下断面の確保が必要ということになり、日常的に河川の流下断面内の立木や雑草の撤去を行うべきであるが現実には、河川区域内に沢山の立木や雑草、堆積土砂が放置されたままであり、管理がされていない。特に伏見区淀の宮前橋の付近に立木が放置されている。写真添付 ・各府県の直轄負担金の率と金額の算定根拠の記載がないので、その根拠を詳細に記載するべき。 ・京都府民や大阪府民の負担金を活用するのならば、地産地消の観点から、京都府や大阪府に主たる営業所を有する中小建設会社にも工事受注の機会を与えることも本計画に記載すべき。 	
119	4.3. 治水・防災	62, 66	-	<p>今回の河川整備計画の変更にあたり、関係6府県調整会議等を通し自治体との意見交換を行っていることは、流域委員会においても説明があった。大阪府内において、淀川本川の洪水で約9兆円の被害があるとし、また、そのため大阪府による大戸川ダム負担186億円余の根拠となっているのは、近畿地方整備局が大阪府に提示した資料(大阪府河川整備審議会 治水専門部会 2020年12月22日 資料1「大戸川ダムの大阪府域への治水効果について」 p24)において、「H.W.L.超過区間 L=約2.4km」としているうち、約13km地点で破堤を選定していることによる。同図では、13km地点から16.5km地点の区間で、計算水位が、大戸川ダムの有無にかかわらず、その前後より数十cm高くなっているが、これはどういう理由によるか説明していただきたい。</p>	
120	4.3. 治水・防災	62, 66	-	<p>大戸川ダムの最大の効果は、再開発後の天ヶ瀬ダムで二次調節(1,140m³/s→400m³/s)が可能になることです。これにより枚方地点で洪水流量500m³/sカットができます。</p> <p>しかし、大戸川ダム無しでも次の①～③の合わせ技(代替案という)により枚方地点500m³/sカットができます。</p> <p>①喜撰山ダム及び天ヶ瀬ダムの利水容量を、事前放流により洪水調節に活用。喜撰山ダムに毎秒197m³揚水、また天ヶ瀬ダム利水容量に毎秒143m³貯水。小規模な二次調節(1,140m³/s→800m³/s)により240m³/sカット</p> <p>②水道事業者が施設利用権保有の利水容量、4ダムで1,890万m³を恒久的に治水転用。併せてダム操作方法変更により200m³/sカット</p> <p>③関電宇治川発電所への水供給(60m³/s)を緊急時中断により60m³/sカット</p> <p>代替案のメリットは、初期投資が極めて安いこと。二次調節を含む対策の整備完了までに要する期間が極短いことです。大戸川ダム建設は再検討。淀川下流の橋梁架替は優先度の高い事業と変更原案に位置付けるべきです。</p>	別紙ー2
121	4.3. 治水・防災	62, 68	-	<p>1. 大戸川ダムの整備について</p> <p>私は公聴会(大阪会場)で、大戸川ダム無しでも「三つの合わせ技」により枚方地点流量を500m³/sカットができるという代替案を提案した。自分で洪水流量や流下能力を試算できないため、もしかして500m³/s カットに届かないかもしれない。しかし、「淀川水系治水協定+ダム操作方法の変更」を加えれば500m³/sカットは十分達成できる。変更案の段階で、再度大戸川ダムの実施を丁寧に再検討することを明記すべきである。</p>	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
122	4.3. 治水・防災	62～64	—	<p>「目標洪水」と「起こりえる洪水に対する危機管理対策」の異なる事象を区別して理解する必要があります。目標洪水に対し、「既設ダム」の洪水調節機能強化や流域治水といった危機管理対策で大戸川ダムの効果を上回るためダムは不要」のような新聞報道も見られますが、危機管理と段階的な施設整備のための目標洪水の意味の違いを理解しないと議論がかみ合いません。現整備計画策定時も同様だったと思います。</p> <p>河川の整備は目標規模を設定して段階的に進められます。しかし、実際の洪水は整備目標規模を超える事も起こりますし、目標の整備が完成するまで発生しないということではありませんし、目標の整備が完成しても、超過洪水時は危機管理対策は必要になりますし、整備した施設も他の災害や事故等で十分機能しない時もあります。危機管理対応は、このような不測の事態でも被害を最小化する為の対策として可能性のある対策を予め準備（意識）しておくものです。</p> <p>4.3.2.の(1)～(3)は計画の目標洪水に対して確実に機能を発揮するべきものです。(4)は危機管理として、整備途上、計画規模以上の洪水、地震や事故等による既存施設の機能が損傷した状況でも被害を最小とする対策ですので、混同して(4)があれば(1)～(3)は一部なくてもよいと言った議論とならない様に切り分けた方がよいのではないかと考えます。</p>	
123	4.3. 治水・防災	62～66	—	<p>・p.62の18の「計画規模の洪水」とは？</p> <p>・昭和28年台風13号は、基本方針と旧整備計画の対象洪水。・平成25年洪水は新整備計画の対象洪水。</p> <p>→ では、平成25年洪水を対象とする新基本方針は必要ないのですか？河川整備基本方針の改定は必要ないのですか？</p>	
124	4.3. 治水・防災	62～69	—	<p>変更原案では、戦後最大の洪水が昭和28年台風13号から平成25年9月の台風18号に変更されました。台風18号では大戸川流域で橋の流出・道路の崩壊・田畑の崩落や冠水・家屋への浸水等甚大な被害が出ました。平成20年のダム建設計画凍結後も、平成29年、平成30年と大戸川の出水によりその都度被害を蒙り、現在も注意報や警報が出るたびに住民の避難を余儀なくされ、その度に不安な日々が続いております。地元としましては、変更手続きがスムーズに行われ、念願でありますダム本体工事が早期に着工されることを期待しております。</p> <p>また、近年の気候変動に伴う水害に対応するため、地元住民の要望や意見も踏まえ明確な方向性を示していただきたい。私たちは大戸川と共に1200年暮らしてまいりました。これからも地元住民が安全で安心した暮らしが継続出来る環境を確保し、命と財産を守る地域作りを構築して行きます。</p>	
125	4.3. 治水・防災	62～95	—	<p>4.3治水・防災について</p> <p>近年頻発する洪水に対して、河川整備計画が目標洪水規模を上げて変更されるのは重要と思います。その中で、流域治水の推進は必要と思えますが、関係機関との協働が重要となり、法制度の改正が伴うことも考えられ、大きい治水効果の発現までは時間が必要と思われることから、事業中の川上ダム・天ヶ瀬ダム再開発をはじめ大戸川ダムの推進と各地の河道掘削の推進など即効性のある事業を早期に実施していただきたい。</p>	
126	4.3. 治水・防災	63, 64, 68	—	<p>1992年3月に瀬田川洗堰操作規則が定められたときから、洪水期には琵琶湖基準水位より20～30cm下げて洪水に備えることができるようになりました。それだけで、有効貯水量2,200万m3の大戸川ダム9個(基)相当分の洪水調節容量が確保されたこととなります。常時満水位まで貯めるとさらに30cm(同ダム9個相当分)、計画高水位まで貯めるとさらに110cm(同ダム33個相当分)の調節容量になります。</p> <p>整備計画変更案の大戸川ダムの新設に頼る前に、洗堰操作規則の合意によって新たに確定した琵琶湖による洪水調節可能量がどのように生かされたかについて説明する必要があります。従来未確定で利用されてきた琵琶湖が1992年の時点から新規大戸川ダム9個分も調節可能量が確定し、計画高水位まで貯めれば合計51個分も洪水調節容量として使えるようになった当時の上下流自治体等のご努力に報いるためにも、その最大限の活用は管理者の義務でもありましょう。</p>	
127	4.3. 治水・防災	63, 68	—	<p>瀬田川下流の天ヶ瀬ダム総合開発事業により、下流への放流可能量が増量されますが、瀬田川洗堰と天ヶ瀬ダムの連携操作で特に後者の操作法を工夫すれば、大戸川ダム1個分程度の洪水調節は容易ではないか、ご検討いただきたい点です。</p> <p>即ち、昭和28年台風13号や平成25年台風18号降雨などの計画降雨波形であっても、洪水ピークに至るまでの時間は相当にあり、下流枚方地点等の通水能に余裕のある時期に、天ヶ瀬ダム放流と琵琶湖水位を下げることで洪水調節容量を新たに確保できる点です。</p> <p>下流への放流量が増強されると、上述の琵琶湖貯水容量を活用した、より近代的な洪水調節が整備計画でも指摘されているように重要になってきます。生物にも優しい水管理と洪水調節を両立させ、さらに異常渇水にも対応した管理操作法の開発が必要です。従来の単純な琵琶湖利用ではなく、年間の繰り返し利用によって、下流の洪水安全度と琵琶湖を含めた渇水災害に対する安全度を大きく高めることができる筈です。降雨流出の予測管理や農業用ダムの治水利用研究で優れた頭脳が集まる水文水資源学会等々にダム1個建設費の1%程度でも計上されて研究委託されるなら、ダム建設よりもはるかに短い期間で降水状況に応じた最適操作法を開発されることでしょう。現在の洗堰操作規則を変えなくとも、その条件下であっても、琵琶湖生物環境等にも配慮した水管理を確立し、世界湖沼会議でも知られる琵琶湖研究をさらに進めていけば、水管理面でも世界に役立つ模範を作ることができるでしょう。優秀な技術者、研究者を擁する国土交通省も一体となって推進されることが期待されます。</p>	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
128	4.3. 治水・防災	64, 66	—	・「計画規模以下の洪水に対しては・・・」 「計画規模の降雨が生じた・・・」 ここで言う、「計画規模の洪水」と「計画規模の降雨」は違う洪水のもの？	
129	4.3. 治水・防災	66, 67	—	66ページ25行目の当該文章中の「三川合流点下流の河道掘削」とは、67ページの図によると、淀川本川33.6km地点を含む約5kmの区間に相当するようであるが、それがどこでどの程度の効果を持つものであるかが明確になるよう、河道掘削の「着工前(現状)」と「完工後」のそれぞれについて、宇治川の50km地点(宇治)から淀川本川25km地点(枚方)までの、H25洪水による計算水位を示していただきたい。あわせて、桂川18km地点(嵐山)から淀川本川25km地点まで、木津川16km地点(飯岡)から淀川本川25km地点まで、についても同様に示していただきたい。	
130	4.3. 治水・防災	66, 93	—	2. 淀川下流の流下阻害率の高い橋梁改築について 阻害率の高い3橋梁のうち、改築する橋梁を順番も含めて特定し、早期に実施に移すことを強調して明記すべきである。桂川下流の河道改修を計画通り完了するためにも、気候変動による経験したことのない高潮への対策強化の観点からも、極めて重要な事業である。 私は、特に橋桁が低く阻害率が高い淀川大橋の改築を先行し、続いて伝法大橋に手をつけるべきだと思う。阪急神戸線橋梁は、将来地下鉄乗入に関連しチャンスはある。	
131	4.3. 治水・防災	66, 68, 76, 78	—	「河道掘削を実施する。堤防整備にあたっては掘削土も活用する。」等の記載は、掘削土を活用して実施する堤防整備が一部にしろあるからだと思われるが、そうであれば、木津川や桂川のように整備内容を「河道掘削等」という表現にしないと論理的に理解しづらいと思います。	
132	4.3. 治水・防災	66, 68, 92	—	大戸川ダムについて 1 事業費(国および関係機関の負担割合、財源)、事業期間についての質問 2 大戸川ダムの効果についての意見 3 既存施設の活用など代替案についての意見 4 ダムの効果が発揮されないような事態の想定とそのことを費用対効果分析に反映させることの必要性についての意見 5 環境影響評価の必要性とダムに頼らない治水対策についての意見 6 その他	
133	4.3. 治水・防災	70	—	今回の河川整備計画の変更にあたり、関係6府県調整会議等を通し自治体との意見交換を行っていることは、流域委員会においても説明があった。京都府内において、桂川の洪水で約3兆円の被害があるとし、また、そのため京都府による大戸川ダム負担金128億円余の根拠となっているのは、近畿地方整備局が京都府に提示した資料(京都府淀川水系の河川整備に関する技術検討会 第3回 2021年1月28日 資料1「第1、2回技術検討会の補足説明について」、p3)において、「HWL超過」とする区間のうち、右岸で約6km地点、左岸で約5km地点で堤防決壊を想定していることによる。同図の3km地点から上流では、大戸川ダム「完成直前」と「完成直後」で、計算水位がほぼ同じである。これに対し、同図にみえる「更なる河川整備」の計算水位では、これより大きく下がるとする結果を得ているが、この「更なる河川整備」とは何か、これが大戸川ダム設置よりはるかに大きな治水効果を持つ理由とともに、具体的に説明していただきたい。 京都府に対しては、上述の通り、桂川については計算水位を示し破堤想定を行なっている。他方、宇治川や木津川についても同様に計算水位がH.W.L.を超過する区間が存在すると考えられるのに、計算水位の提示や破堤想定を行わなかったのは何故か、説明していただきたい。 被害想定に用いた計算水位に関して提供した資料は、大阪府に対するものと京都府に対するものとで相違がある。このことは被害想定に大きな影響を与えられられるが、異なる計算結果を得たのは、どの前提条件(想定洪水や洪水調整など)のどういう違いによるのか、そのすべてを具体的に説明していただきたい。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
134	4.3. 治水・防災	70	-	<p>図4.3.2-22桂川掘削断面図では、現河道の最深部をさらに掘り下げる形状となっています。4.2.3河川の連続性確保の記述では、「多自然川づくり基本方針…河川の横断方向及び縦断方向の連続性、…そのため、…自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。」とうたっています。</p> <p>しかしながら河床全体を掘り下げる図では、河川環境を考える思想が全く反映されていませんし、現計画の図4.3.2-21の下段コメントに記してあった「掘削の実施にあたっては、河床の安定性や環境・景観を…検討する」も抜け落ちてしまっています。特に河床全体を掘り下げる場合、水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖環境が激変してしまうことから、従前の滞筋形状を考えて横断形状を設定することは重要なポイントと考えます。</p> <p>図4.3.2-22断面図は、参考図かもしれませんが、図示するにあたって河床部を定規で引いた様に真っ平とする感覚からして、河川環境を頭に入れた考えになっていません。一直線でなくフリーハンドで記述すべきと考えます。(添付図の○囲い部分)</p> 	
135	4.3. 治水・防災	-	-	<p>第一 地元側に、総合的な観点からサポートできるアドバイザーを付けて頂きたい 当初、国交省は平成16年の溢水を防ぐ案で話を進められましたが、この平成16年の台風23号（天竜寺水位計2m30cm）での嵐山本町の被害は、建物への水の侵入は数件のみで全体の被害はほとんどありませんでした。また、この高さのバラベットの被害は、平成26年の台風11号の大きな被害を防ぐことはできず、地元としては「国交省の案では意味がないのでは？」との見解になります。しかし地元の意見は全く聞き入れられず、お互いに理解が進まないまま、長期間過ぎてしまいました。このような事防ぐ為に、問題解決に必要な事柄に対して、地元側に立ってアドバイスして下さる方が必要だと思います。地元側にアドバイザーを付ける事により、気軽に質問をしたり意見を言う事が出来ますし、治水対策への理解に及ばず、国交省と地元の相互理解も深まり、上記のようなトラブルも少なくなると思います。治水対策は次の世代にも引き継がなくてはなりませんので、地元が正しく理解していく上で、地元側に立つアドバイザーの存在はとても重要であると思います。</p>	
136	4.3. 治水・防災	-	-	<p>第二 各部分の設計期間について 第一にも書きましたが、国交省と地元の相互理解に長期間を要した事で、運用に直接関わるバラベットの機構や仕組みに関して、考慮する時間が十分に取れなかったのでは無いかと言う点です。バラベットの機構から水壁パネルを上げる方式は、「嵐山の景観の保持」という地元からの要望を最優先に考えていただいた素晴らしい方式だと思っておりますが、運用に大変手間がかかります。この方式に辿り着くまで、色々な機構を考慮していった訳ですが、油圧ポンプを例にとると、当初のバッテリー駆動案から最終のディーゼルエンジンまで何度かの変更があったように、最後の方では全体の見通しが不十分なまま、とりつくりようように設計が進んでいったように思われます。今回、気候変動などによる時間的余裕もあまり無かった事も考えられますが、計画の期限などの制限により、各部分にとどまらず、全体のシステムをも見通しが不十分な状態で設計が進んでいったとすれば、完成後の運用の時間や手間を半ば棚上げし、計画を進行させてしまった残念な結果のように思います。一つ一つの事柄を、その都度対処していく事も大事ですが、それが重なってやがて仕組み自体が肥大化し、今回のように完成後の運用に手間がかかり過ぎるなど、当初からは大きく取り上げられなかった事に繋がらないようにお願いしたいと思います。</p>	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
137	4.3. 治水・防災	-	-	<p>第三 分かりやすい水位計の設置 天竜寺水位計は一の井堰の下流にあるため、肝心のバラベツト付近の正確な水位がわかりませんし、保津峡の水位計では、渡月橋の到達までにタイムラグが生じると、水位の上下が大きく、バラベツト付近が現在どの程度の水位なのかの分かりにくいのです。</p> <p>この事を防ぐ為に、渡月橋上流の適切な場所に、バラベツト付近の水位が分かりやすい水位計の設置をかなり以前よりお願いしていました。これに関しては、先日の国交省の説明会でもお話ししましたが、地元の人達が分かりやすい水位計をぜひ設置して頂きたいと思います。</p>	
138	4.3. 治水・防災	-	-	<p>第四 水位計の情報発信システム 昨今の水位上昇は急激な場合も多く、夜中などは気がつきにくい場合もあります。このシステムは、任意または設定された水位計が決められた値を超えた場合、その情報が紐付けされている携帯などへ届くと言うものです。 例えば、「保津峡の水位計が2mを超えると、各自治会長や防災関係者の携帯などへ、その情報がメールなどで発信される」と言う機構です。この仕組みも以前より要望しています。</p>	
139	4.3. 治水・防災	-	-	<p>第五 意匠に関するアドバイザーの必要性 行政が行う整備事業には、条件を満たす事が求められるので、工事後の景色はどこともよく似た景色になりがちです。しかしこの事は、橋などの工作物も歴史的景観の一部となっている嵐山のような地域にとっては辛い事柄です。しかし素人が判断した意匠では、観光地としての十分なクオリティに達する事が出来てないのではと思っています。 今回の嵐山の例では、歩道の石のブロックの色の差をどの程度にするかと言う問題で、当初、国交省は「同系色による色の差では間延びする」という事を強調されていました。しかし景観を重要視する嵐山では、目立たないように同系色による組み合わせが良いのではと考えました。しかしその事を一概に「間延び」と言ってしまうは、素人にはそれがなにか悪いように思えてしまいます。嵐山ではできるだけ確実に決められるように、本番の材料を現場に用意して頂き、実際に見て歩いて決めました。しかし素材選びから全体の雰囲気作りに至るまで、どのようなモノが観光地にとって相応しいのか、素人では自信を持って判断が付きにくい事が多々ありましたので、意匠に関するアドバイザーが必要であると思います。</p> <p>最後に 河川への可動式バラベツトは全国初との事ですが、総合的に振り返りますと、当初の相互理解が出来てない状況が長引き、運用面に関しての仕組みが洗練されなかった可能性もあり、結果として完成後の運用に大変手間がかかる少々残念な仕組みになってしまったとも考えられます。 また観光地は、それぞれの特徴のある景観が大事ですので、インフラ整備などはそれ相応のデザイン力が必要だと思います。しかし携わってきた7年間に国側にそのデザイン力を感じた事はありませんでした。もちろんその様に感じたのは、地元優先そして合意形成に気を使っていた事によるものだと理解していますが、一方で、この事は整備事業を通して観光地の雰囲気画一化になりやすい事をも意味しています。観光地に限らず地域にはそれぞれの特徴がありますので、是非ともその特徴を活かす意匠の取り組みをお願いしたいと思います。</p> <p>以上、決められた様式からは外れていると思いますが意見を述べさせて頂きました。 国交省の方々も、地元の素人相手に誠心誠意努力して下さった事にはたいへん感謝しております。 治水対策は、私も含め一般人には難解な事柄です。これは携わった経験から、できるだけ地元目線で気がついた事がらです。ぜひとも今後の参考にして頂き、国と地元との相互理解と、少しでも多くの皆さんが自分達の地域の治水対策への理解が深まる事を望みます。</p> <p>このようなパブリックコメントは、受け取る側に「皆さんからの意見を聞く窓口は設けたし、聞いた事は聞いた」と言う形や「今後考慮させていただきます」と言った定番の返事で処理される事が多いと感じています。今回は、是非とも各項目に関して、なにがしかのリアクションをお願いしたいと思っています。</p>	
140	4.3. 治水・防災	73	-	<p>名張川・宇陀川の戦後最大洪水は、多くの人命を奪った伊勢湾台風であり、伊勢湾台風の被害を風化させないためにも、再度発生したときに被害を軽減する方策を河川整備計画に明記することが必要だと考えます。</p>	
141	4.3. 治水・防災	76	-	<p>3. 琵琶湖の後期放流 (1,500m³/s) への対応について 天ヶ瀬ダム再開事業は一両年で完了し、ダムから下流は後期放流のための整備は終わる。一方、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削等ははまだ手付かずである。天ヶ瀬ダム再開が完了しても鹿跳溪谷までの河床掘削が終わらねば宝の持ち腐れである。気候変動による想定外の降雨、洪水への対処の覚悟は必要。瀬田川洗堰全閉も想定しておかねばならない。この点からしても後期放流対応事業の早期完了を強調すべきである。</p>	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
142	4.3. 治水・防災	76	—	琵琶湖周辺では大規模氾濫に対する減災だけを対象とするのではなく計画高水程度の洪水に対しても対応するために、安全なまちづくりや内水被害軽減対策などの流域対策、タイムライン活用等のソフト対策を実施するため、関係機関と連携して流域治水プロジェクトを推進する。 (理由)P21に洗堰全閉操作に対する滋賀県知事からの全閉回避要請への対応策を流域治水プロジェクトとして滋賀県内関係機関で実施していただく必要があります。	
143	4.3. 治水・防災	—	96	大津放水路二期区間の工事を早急に進められたい。大津市中心部に8河川、7つのため池がある。河川は長く細くかつ急で、近年想定以上の雨が各地で降っている事を考えると多大な被害が発生すると思える。平成25年台風18号で相模川、平成30年7月豪雨で篠津川、令和元年7月の大雨で兵田川が氾濫し床下浸水被害が発生した。今後、多大な被害が想定されることから早急に工事が実施されるよう河川整備計画に位置づけられたい。	
144	4.3. 治水・防災	78	—	猪名川と神崎川の合流点下流は、直轄管理に値するのでは？ ・洪水氾濫被害、高潮・津波被害防止の観点では人口・資産が集中する重要なエリアです。 ・このエリアに高規格堤防や避難経路・救助救援路の整備のための事業が必要ではないでしょうか？	
145	4.3. 治水・防災	78	—	「狭窄部上流において昭和35年台風16号洪水を安全に・・・」 狭窄部上下流で安全度に差をつけるという理解でいいか。	
146	4.3. 治水・防災	78	—	余野川ダムについては、猪名川の河道目標流量の増加に対応するためにさらなる河道掘削を実施することよりも、すでに用地買収等を概ね終えている余野川ダムの整備を優先する方が、銀橋上流の改修を進めるにあたって、「狭窄部及びその上流に必要な河道整備等を行う場合、・・・上流で可能な限り洪水調節施設を整備し、下流への流量増を抑制する。」という「治水・防災対策の基本的な考え方」により合致するのではないかと思います。	
147	4.3. 治水・防災	79	—	災害時の避難場所にもなるという視点での高規格堤防の整備は、低平で洪水被害のみならず南海トラフ地震に伴う津波による浸水被害の懸念も大きい淀川下流部沿川においては、重要な整備効果ではないかと思います。	
148	4.3. 治水・防災	79	—	4. 高規格堤防の整備について 高規格堤防は単位当たりのコストが桁違いに高い。着手から竣工までの期間が極めて長く、竣工の時期も目途が立ちにくい。以前から問題視されていたが、高規格堤防については新たな事業は一切認めないこととすべきである。	
149	4.3. 治水・防災	79	—	また北陸新幹線やリニア中央新幹線により広域交通の一大ハブ拠点となる新大阪駅周辺地域は都市再生緊急整備地域として指定され、新たなまちづくりが検討されている。淀川と神崎川に挟まれた地域に関して、流域治水対策を関係機関全体で推進するとともに、淀川右岸の高規格堤防区域を淀川大堰下流から神崎川分派点まで延伸するよう関係機関と調整する。 (理由)高規格堤防予定区域が設定以降の都市計画の動向を受けた見直しが必要。	
150	4.3. 治水・防災	80	—	5. 堤防強化の実施について 河川堤防を越水した場合等であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすなどの粘り強い河川堤防について検討・整備を行うとの記述がある。 越水した場合、越水した水により裏法面の浸食が進むことが決壊の大きな要因であることはすでに明らかになっている。裏法面を特殊シートで被うなどの対策を早急にも実施すべきだ。堤防強化の工事が手戻りにならないよう特に裏法面強化は急ぐべきである。	
151	4.3. 治水・防災	80	—	「図4.3.2-1 堤防強化区間一覧」 →「表4.3.2-1 堤防強化区間一覧(浸透・侵食対策)」 理由:越水に対する対策区間が含まれないため。	
152	4.3. 治水・防災	80	—	(3)図4.3.2-1は浸透・侵食対策区間の一覧であればその旨明示する。越水などに対して粘り強い河川堤防を目指した対策工法の例を示すことはできませんか。図4.3.2-4はそれにあたるのですか。誤解されないように。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
153	4.3. 治水・防災	80	—	「詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある…」 →「詳細点検の結果、浸透、侵食に対して堤防強化を実施する必要がある…」 理由:表4.3.2-1は越水に対する対策区間が含まれないため。	
154	4.3. 治水・防災	86	—	「これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる。」 →「これらを「災害対応プログラム(タイムライン)」としてとりまとめる。」 理由:タイムラインが「災害対応プログラム」なら分かりやすく。	
155	4.3. 治水・防災	86	—	ソフト型防災・普及に関する目標値・工程等について) 河川整備計画の実現・成功は水への対策と住民の理解です。河川整備計画と実際の河川の維持・活用は行政のみでは限界があり、流域住民の理解・参加が必要となります。つまり、「河川整備計画や河川管理者に対する理解者」が必要です。そのうえで以下の意見を述べます。 ①ソフト型防災・普及に関する目標値の記載について 本河川整備計画(変更原案)においてハード事業の場合は、ある程度「〇〇を設置・建設」、「〇〇を整備」と記載されています。ところが、ソフト型防災の普及に関しては実施回数・量、流域居住者における受益者・参加者の割合等の記載が明確に書かれていません。 もちろん、河川整備計画という中期計画での事ではありますが、比較するものが無いと判断することはできません。 また、何回行ったという数字より、「対象層に対して何%行ったか」という「割合」が重要と考えられます。	
156	4.3. 治水・防災	86	—	②ハード事業とソフト型事業の事業順位≒予算配分の可視化について 予算執行は単年度ですが、実施の方向性としてソフト型防災普及を今後どのような速度と順番で推進するのでしょうか。 ※単純にハード事業とソフト型限定の事業との比較の場合ですと一覧表は容易に開示できると考えられます。 ※ソフト型の防災普及の主たる実施者は市町村ですが、各行政機関に対する対応も含めて連携の課題があります。	
157	4.3. 治水・防災	86	—	③伴走者の仕組みをどう構築・運用していくか 防災を普及するためには、「地域で」、場合によっては「地域と一体になって」、一緒になって活動する「伴走者」の存在が欠かせません。それらの仕組みづくりをどうするかが課題となります。それを河川整備計画の中に具体的に書き込むかが課題となります。 ※現実に町内会独自の運営で防災普及の行事を実施しようとした場合、計画、対外・対外調整、講師選択・調整、自治会予算等の作業があり、相談相手は公民館職員、市民活動センター、危機管理職員等となり、開催までの速度は非常に制限されます。そのため、現実には通常の自治会行事の開催が優先され、新たな防災関係の行事は後回しにされ、実施までたどり着かない場合もあります。 ※しっかりした調整者がいれば、地域、行政、防災機関、講師等々と調整し、早く、高質(対象に合わせた内容)で継続的に、実施することができます。その場合、結果的に安価で短い期間で開催することが出来ます。	
158	4.3. 治水・防災	86	—	④河川整備計画(案)に記載されている組織・団体の現状と今後の展開の可能性はどのようなのでしょうか。 展開の核になる成員として記載されている団体等は、防災エキスパート、河川レンジャー、NP0などの団体です。しかし、活動概要や活動内容については分かりやすいところと分かりにくいところがあります。また、活動内容の具体的な「量・回数≒対受益者率」、「質」の内容に関しては記載されていません。河川整備計画内への記載でなくてもかまいませんが、それらをより具体的に可視化させる方法が必要かと考えます。	
159	4.3. 治水・防災	86	—	⑤河川整備計画に記載されている「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」では出前型の勉強会や行事を行っていますが、その具体的な実施状況や回数、内容等々はどのようなものなのでしょうか。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
160	4.3. 治水・防災	87	—	「・・・などの技術を用いた情報発信を行う。」 →「・・・などの技術を用いた情報発信、マイ防災マップ・マイタイムライン作成支援等を行う。」 理由:「自分で守る」ため「マイ防災マップ・マイタイムライン」の取り組みが重要。	
161	4.3. 治水・防災	88	—	宇治川の治水・防災計画の中で、今回追加される文言に「大戸川ダムの整備を行う」という部分がありますが、「ダム計画の見直しを含めた水系全体の治水・防災計画を進める」というように変更を提案します。 大津市は京都や大阪に近く、また周辺には豊かな自然環境も多く存在するため、自身も含め、他地域から移り住んできた住民も多い地域です。 堤防関連の治水対策工事は、計画に対し8割方進捗していると聞きますが、現存する未着手の狭窄地形の箇所を親水公園等、治水機能を有しながら地域住民が安心して利用できる施設に改良することも検討して下さい。 ダムの予定地も重力式コンクリートダムの設置でなく、一定の貯水機能を有した大きな溜め池のある自然公園であれば環境に馴染むのではないかと考えます。	
162	4.3. 治水・防災	86, 87	—	20年も昔のことですが、イギリス・テムズ川河川工事において工事責任者が毎日のラジオ放送を通して現状を説明し、住民からのどのような質問にも見事に答えていく番組を聴き、その技術者魂と信頼感に感銘を受けたことがあります。洪水時のダム管理操作は、下流住民の命に関わる作業であり、その重要性は計り知れません。特に淀川の安全に係る瀬田川洗堰と天ヶ瀬ダムの管理操作は下流700万人に及ぶ人々の命と財産を守る作業でもあり、それらがどのように操作されているか、その結果どのように影響が出てくるのか、避難要請はどのような状況で出されるかなど、本来住民が知り、理解の上で避難行動が取られるべき問題です。 整備計画変更原案でも強調されているこれからの「流域治水」では、全ての住民に関係する避難行動が協力的に進められるためにも、管理状況をWebTV等で公開し、住民が河川水の動きを理解して避難できるような解説が求められます。操作規則に従って密室で、菌車の一つになって管理操作すれば問題発生時の責任は問われませんが、今後の流域治水では、問題を住民と共有して、住民と共に川を知り、学びながら安全や環境を守っていくことが重要になります。Webを通した洪水時の水管理操作の公開は、技術者の真剣な姿や高度な技術力に住民が信頼感を深め、自らの命を守らねばならない緊迫した状況の中で、川について、また人の生き方について多くを学ぶ機会になることでしょう。是非そのようなことを実現していただきたく思います。 なお、本意見はe-論壇百花斉放2021-03-25で述べた内容の一部であることを付記します。	
163	4.3. 治水・防災	90	—	「洪水時における堤防の安全を確保するため、」 →「堤防決壊による大規模氾濫を極力防止するため、」 理由: 目的は「堤防の安全」ではなく「大規模氾濫の防止」。	
164	4.3. 治水・防災	91	—	3)地域で守る この中の項目は流域治水とオーバーラップしているので、流域治水との関わりでの記述が必要と思います。	
165	4.3. 治水・防災	92	—	「これらを「災害対応プログラム」として・・・」 →「これらを「災害対応プログラム(タイムライン)」として・・・」 理由: タイムラインが「災害対応プログラム」なら分かりやすく。	
166	4.3. 治水・防災	92	—	(3)「(5)土砂対策」の再構成例です。 「1)砂防設備等の整備」として原案を記述。 「2)既設ダムの堆砂の除去」として、107ページ①の堆砂除去と②既設ダムの効率的な堆砂の除去を記述。 「3)河道掘削に伴う対策」として、110ページ2)河道内堆積土砂等の管理の第1パラグラフのような内容をかなりの規模を念頭に上下流への影響や再堆積に注意して実施することを記述する。	
167	4.3. 治水・防災	92	—	既存ダムの洪水機能強化は、常に効果が保証されると考え難いので、緊急時の措置とすることが適切と考えます。また、この措置によって利水に影響が生じた場合の補償等の対策が必要と考えます。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
168	4.3. 治水・防災	92	—	6. 既設ダム等の有効活用について 淀川水系治水協定が締結され、事前放流による利水容量等の洪水調節への活用が可能になった。その結果、ダムが洪水で満杯になりやむなく緊急放流をする可能性は低くなる。 しかし、ダム操作方法の変更はしないためダムからの放流量は従来と変わらない。下流の流量減少も水位低下もない。 そこで、緊急放流回避と放流量減少による下流の安全度向上のバランスを考慮の上、ダム操作方法の変更も実施する旨明記していただきたい。	
169	4.3. 治水・防災	—	99	河川整備計画変更で、河川管理者の取組だけでなく流域の関係者との連携により、流域治水に取り組んでいくことを明記されたことは、全国の河川整備に向け先駆的なものと称賛します。 4.3.2(6)既設ダム等の有効活用 4.3.1 P71 16行目に「既設ダムの洪水調節機能強化を・・・「流域治水」の機能の取組をさらに進めていくこととする。明記されている。とあるのならば、p99 8行目の内容は、p70表4.3.2-1の河道目標流量に対応した記述と伺える。 このため、流域治水に対応した内容を記載されたい。 例えば、p72 4.3.2 …「水害に強い地域づくり協議会・・・」で合意され、速やかに対応可能な洪水調節機能を実施する。	
170	4.3. 治水・防災	95	—	「予備ゲートの転倒防止対策を実施する。」 →「淀川大堰越流時の利水者との連絡体制等、必要な対応について検討する。」 理由：予備ゲートの転倒防止対策は完了しているのではないかと。越流時の連絡体制や塩水化の回復方策について検討しておく必要はないのか。	
171	4.3. 治水・防災	95	—	津波到来時に淀川大堰の操作はどうなるのか？また、それによって、塩水混入という利水障害の可能性はどうか？	
172	4.4. 利水	96	—	利水について、「長期的な気候変動に対応し」とされていますが、洪水と同様に、気候変動による変化を具体的に数量的に検討すべきと考えます。	
173	4.4. 利水	96	—	「・・・や既存施設の統合・再編や運用の見直しなど、」 →「・・・や既存水資源開発施設の統合操作・再編や運用の見直しなど、」 理由：P97の表現。	
174	4.4. 利水	96	—	平成30年台風21号の高潮により淀川大堰をオーバーして塩水が遡上し、利水障害を起こしたことに関連して、淀川大堰における対策を示すべきではないか。	
175	4.4. 利水	97	—	「・・・小雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、利水関係者との調整の上、より効率的な・・・」 →「・・・小雨化傾向等をふまえ、利水関係者との調整の上、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、より効率的な・・・」 理由：文章の適正化。	
176	4.4. 利水	99	—	「淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるように、」 →「淀川水系の水利用に依存する地域の暮らしや経済活動への影響をできる限り小さくできるよう、」 理由：異常渇水対策の目的の明確化。	
177	4.5. 利用	104	—	(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備 ・木津上ですすめている「名張かわまちづくり－体型浸水対策事業」にも触れられたらいかがでしょうか。	
178	4.5. 利用	105	—	平成28年7月にダム建設中止が決定し、丹生ダム対策委員会は、地域の総意としてやむなくこの決定を受け入れ、9月に『地域整備に係る基本協定』を締結した。『国は責任をもって地域整備の推進を図る』との約束を信じた。 しかしながら5年目に入っても、長浜市北部地域の地域振興は、まったく実現していない状況にある。 ダムを核とした地域振興を夢見てきた当地域にとって、核のない持続可能な地域振興策を長期にわたり推し進めなければならない。 今回の変更には、丹生ダム建設事業が中止となったことによる「余呉地域の振興」のため、国による取り組み内容を記載すべきである。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
179	4.5. 利用	105	—	平成28年7月にダム建設中止が決定し、事業主体である水資源機構は、およそ40億円の予算を確保して、ダム建設事業で進行していた様々な事業の後片付けを進めています。 しかし、水資源機構の工事が終了した後、買収済みの事業用地、集団移転で住民のいない残された山林、淀川源流の広大な水源地を適切な管理がなされないまま放置されてはなりません。保全と維持管理を明確に実施することが重要です。 国は、淀川流域圏である水源地域の保全と上下流連携を河川整備計画の変更案に位置付ける必要があります。 また、国は「保全と維持管理」「地域振興」などの将来に必要な予算を確保するべきです。	
180	4.6. 維持管理	108	—	「…集中管理センターの整備を行う。」 →「…集中管理センターの運用を行い、必要な改善を実施する。」 理由：既に運用されているため。	
181	4.6. 維持管理	110	—	6) 河川協力団体との協働 河川の維持・管理にあたっては、河川協力団体の自発的な活動と協働することにより、地域の実情に応じた河川管理の充実を図る。 理由：河川法改正に沿った記述が必要。	
182	全般に関する意見等	—	—	1. 計画原案を見やすくすること 10年前は、あれで認められたようですが、文章量が多く、約120頁も読む必要があり、国民がわかりやすいものとは言えないのではないのでしょうか。 また、原案では実施する事業があちこちに散らばって書かれており、非常に理解しづらいです。 原案が計画の「説明書または解説書」というならば、あの量も理解しますが。 計画書には、目標と実施する事業や数量、経費、その投資効果、優先順位、実施スケジュール、特筆事項（B/Cが低くても実施する理由など）を端的に、まとめて示すことが良いと考えます。 あと地域が広いので、参考図面はいると思います。 計画内で実施する事業を漏れなく挙げてリスト化した上で、全ての事業について5W2Hを意識して、しっかり整理し、提示して頂きたいです。	
183	全般に関する意見等	—	—	2. 現在の計画を総括すること PDCAにより計画を見直すとはありますが、前回の計画(P)により実施(D)した後の評価(C)は総括されていますか。 繰り返しますが、今回の見直しをするにあたり、国において前回の計画に基づく実施した評価(C)がどこにまとめられているのでしょうか。私にはわかりませんでした。 改善(A)にあたる次期計画を策定するにあたり、評価(C)をしっかりまとめて整理していただき、第三者に審査・確認して頂かないと、正しく次期計画の見直しされた内容が反映されているのか不安です。 本来は、計画原案を作る前にやるべきことであり、いきなり変更原案を公表することは順番抜かしです。 すみやかに国で総括し、第三者による審査・確認を行っていただき、反省点を明らかにした上で正しく計画原案に反映してください。	
184	全般に関する意見等	—	—	3. 実施するハード整備の便益やコストの算出、加えて積算資料を公表すること 全ての事業1つ1つにおいて、B/Cを示し、その事業実施の正当性を示してください。 便益(B)については、シミュレーションにより効果が示されておりますので、事業毎に実施・未実施の条件を変えて何度もシミュレーションを繰り返せば、事業1つ1つの効果が算出できるのではないかと考えます。 便益がコストを下回る事業は無いと思いますが、そんな事業があるのであれば普通に考えて止めるべきです。 もし実施しなければならないのであれば、その理由を明らかにして、国民に理解を得ることが必要ではないのでしょうか。 複合して実施しないと算出できないものもあるかもしれませんが、ある程度の括りで算出する努力は必要と考えます。 また便益もコスト(C)も、その算出根拠(積み上げ額、摘要した見積もり額、数量の拾い上げ表、図及び表、積み上げた条件、算出計算式など)がわかるような資料を全て漏れなく公表して欲しいです。 正しい調査資料を用いて算出しているか、違算が無いかが、適用している条件が正しいか。 弁護士や大学の先生など専門家に確認してもらい、お墨付きを得ている第三者の証明書などがあれば良いのですが、確認ができなかったため、全ての数値根拠資料を国民へ提示していただかないと考えた次第です。 これは提案ですが、便益もコストも第3者機関のチェックを受けて、その適正さを確認されてはどうでしょうか。 身内にあたる行政組織や利害関係のある業者では信用に値しないので、裁判所などの行政が届かない独立機関に審査を依頼するのが望ましいのではないかと考えます。	
185	全般に関する意見等	—	—	4. 物価や賃金の上昇、資材の単価の変動などの影響を改めて反映すること 10年経過し、現在実施中の事業もあれば、これから実施する事業もあると聞いています。 今回、計画を策定するにあたり、事業費は全て現在の社会情勢を踏まえた価格で全て再算出しているのでしょうか。 最新の価格に見直した場合、B/Cが逆転している場合があれば、実施について再検討をすべきでしょう。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
186	全般に関する意見等	-	-	5. 実施スケジュールの明確にすること 近年、集中豪雨が多くなると肌で感じています。 速やかに治水対策を講じることが求められていることから、もっとも効果のある事業から順次、行うべきです。 国が示したスケジュールについて、第三者で俯瞰していただきたいです。 そのタイミングで実施することが正しいのか、順番があっているのか、実施する目処がしっかり立っているか、これまでの準備に漏れがないか、上下流で効果が出ていない状況になっていないかなどしっかりと確認いただき、効率的・効果的に実施する計画を練り上げて、計画原案に組み込んで欲しいです。	
187	全般に関する意見等	-	-	6. その他（意見のフィードバック） これは原案に対する意見ではありませんが、私のも含めて他の方が述べた意見とそれに対する回答がどうなったのかわかるようにして欲しいと思います。 意見が採用されたのか。不採用なのか。不採用ならば何が足りなかったのか私としては反省もできません。よくわからない回答を頂く時もありますが、「個別には答えない」とありますので、改めて問い合わせさせませんが、今後も含めご検討ください。 以上です。計画がより良いものとなりますこと祈念します。	
188	全般に関する意見等	-	-	全体的な意見を述べます。 ・地球温暖化に伴う豪雨の激化を見据えた場合、治水計画は長期的な見通しに立つて行うべきである。 ・長期的な見通しに立つ治水においては環境問題を重視しなければならず、環境を悪化させるダムの新規建設は視野に入れるべきではない。 ・ダムによる治水は、超過洪水対策を欠くため、条件付きの安全を与えるにすぎず、長期的な見通しにおいては安全対策として位置付けることができない。 ・長期的な見通しにおいては、危険な地域に人が住まないことを原則にすべきである。 ・長期的な見通しに立つ短期的治水対策は、河川が氾濫すると直ちに危険となる地域に人が住まないことを中心にすべきである。 ・以上の観点から、現在計画中の淀川水系河川整備計画（変更原案）に反対である。	
189	全般に関する意見等	-	-	今こそ流域治水を！～ふりかえる淀川水系流域委員会の提言～ 令和3年3月21日 (1) 2021年2月、国が「流域治水関連法案」を閣議決定し、通常国会での議論をすすめていることは大いに歓迎する。	
190	全般に関する意見等	-	-	(2) しかし、2021年2月に近畿地方整備局が提案した、「淀川水系河川整備計画変更原案」は将来の整備計画に「流域治水」の言葉や文脈を示唆しているが、根幹が変わっていない。特に流域住民の生命と暮らしを守るために、住民に寄り添い、願いを聴き、頼りになる「流域治水」をどのように実践するのか、近畿地方整備局の変更原案に見えない。 変更原案では「いかなる洪水でも被害を最小限にする」と非定量治水に転換したような記述がなされており、この観点を貫くためにも整備計画を策定しなおす必要がある。	
191	全般に関する意見等	-	-	(3) 大戸川ダムの必要性、有効性についての説明は不十分である、大戸川ダム建設による財政負担や環境破壊を受け入れざるを得ない立場にある大阪府民、京都府民、滋賀県民や広く国民に対して、いかなる降雨パターンでいかなる被害が想定されるのか説明が必要である。また、代替案としての堤防強化や、既設ダムの利水容量の治水活用についての詳しい言及が必要である。(大戸川ダム約2,200万トンに対して、3川合流点で約8,300万トンが活用可能と「ダム洪水調節協議会」にて提示)	
192	全般に関する意見等	-	-	(4) 「計画規模」を超える「超過洪水」にあつては、「避難」が大事な手段となるが、その当事者アクターとなる住民・事業者への説明と誘導をどうするのか、具体的に提示する必要がある。特に子どもたちなど学校現場での流域治水への主体性を育む教育が必要である。	
193	全般に関する意見等	-	-	(5) 気候変動の時代、「流域治水」の本格化にあたっては、河川法による「定量治水」を改正し、「非定量治水」への転換が必要であり、法案改正は未来世代への現世代の役割である。	
194	全般に関する意見等	-	-	(6) 気候変動と人口減少の時代、河川・国土保全政策が、カーボンニュートラルやSDGsの実現、グリーンインフラの拡大とその国土空間デザインなど、未来世代への責任をいかに果たすべきか、将来予測をふまえて、ファクトデータを提示する必要がある。	

通し番号	分類	提出されたご意見に記載されていたページ数		いただいたご意見	備考
		変更原案	新旧対照表		
195	全般に関する意見等	—	—	今般示された淀川水系河川整備計画(変更原案)について下記項目を踏まえ、高く評価させていただきます。法手続き後、速やかな事業着手により一日も早い安全度向上を期待いたします。 高く評価させていただいた点 ・現計画策定後の進捗点検結果を適切に踏まえられている点 ・流域治水の考え方を加えられた点 ・近年の降雨の激甚化傾向等を踏まえ目標洪水を見直された点 ・大戸川ダムを整備を位置づけられた点 ・既存ダムの有効活用、内水対策を位置づけられた点	
196	全般に関する意見等	—	—	1. 近年の気候変動を踏まえ、適切に河川整備を推進することが必要です。この観点で、流域治水の考え方を取り入れた今回の改定は時宜を得たものと考えます。	
197	全般に関する意見等	—	—	2. 現状と課題、整備内容は記述されていますが、その理由は十分に記述されていません。それを記述することの困難性は理解しますので、専門家委員会で定量評価資料に基づき適切に審議されることを期待します。	
198	全般に関する意見等	—	—	淀川水系河川整備計画(変更)への意見 ○整備計画(変更)への疑問 ○大戸川ダムの建設には緊急性がない ○耐越水堤防の整備を進めるべきである ○上野遊水地の越流堤をつくり直すべきである 詳細は別紙	別紙-3
199	全般に関する意見等	—	—	ダムは川の上流と下流を分断し、生き物や環境に悪影響を与えます。 また昨今のゲリラ豪雨などの状況の変化により、ダムによる治水は難しくなり、返って甚大な被害をもたらしたりします。 滋賀県知事を二期つとめられた、嘉田由紀子さんは脱ダムを提唱し、人に近い水、水と共にある暮らしを知事として奨めてくれました。 ハザードマップも作って水害が起きやすいところには宅地を作らないように情報提供もされました。	
200	全般に関する意見等	—	—	○図の凡例を付けて下さい。	
201	全般に関する意見等	—	—	○目次構成 ・2. 流域及び河川の概要は、下位の目次を設定した方が読みやすくなります。他にも区切りがある方が判り易い章節があります。	

別紙 淀川水系河川整備計画（変更原案）に関する意見の詳細

淀川水系河川整備計画変更案の元になった大戸川ダム検証素案（2016年度）を見ると、大戸川ダム案が他の治水対策案に対して事業費がかなり低く示されており、事業費が小さい大戸川ダム案を選択することが既定路線になっている。

しかし、川を分断し、川の自然に多大な影響を与える大戸川ダム、大洪水時に閉塞を起こしてダム下流部を氾濫の危険にさらすことが心配される大戸川ダムを本当に造ってよいのか、そのように将来の憂いがある大戸川を子孫に残してよいのか、そして、淀川及び大戸川の治水対策として大戸川ダムは本当に必要なのか、真剣に考えるべきである。

以下、最初に淀川の治水対策としての大戸川ダムの必要性の虚構を明らかにし、次に大戸川ダムそのものの問題点について述べる。

1 淀川の治水対策として大戸川ダムは意味があるのか。

1-1 治水代替案の事業費の大半を占める淀川本川対策

治水代替案の一つ「河道掘削案」を例にとれば、大戸川ダム検証素案では大戸川ダム案と河道掘削案について表1の事業費が示されている。大戸川ダム案の残事業費478億円に対して、河道掘削案は1,450億円で、大戸川ダム案が河道掘削案の1/3の費用になっており、圧倒的に有利になっている。この費用比較では河道掘削案が選択されるはずがない。

河道掘削案は、淀川本川と大戸川で表1の右に示す内容の工事等を行うことになっているが、淀川本川と大戸川のそれぞれの事業費が検証素案に記載されていない。

表1

治水対策案の事業費		河道掘削案	
大戸川ダム案	河道掘削案 (淀川と大戸川)	河道掘削案	
全事業費 1,163億円 残事業費 478億円	1,450億円	【治水対策】 ■河道の掘削 (淀川) 掘削 1,680千m ³ 橋脚補強 8橋 (大戸川) 掘削 760千m ³ 橋梁架替 7橋 橋脚補強 4橋 堰改築 5基 用地買収 0.009km ²	

そこで、近畿地方整備局に大戸川のみ事業費を聞いたところ、表2に示す数字が示された。河道掘削案のうち、大戸川にかかる費用は210億円である。河道掘削案1,450億円から大戸川の210億円を差し引くと、淀川本川の費用が表3のとおり、1,240億円となる。

このように河道掘削案を例にとれば、治水代替案の事業費の86%は淀川本川にかかる費用であり、治水代替案が現実に成立するかどうかは淀川本川の検討にかかっている。

そこで、淀川本川の治水対策として、大戸川ダムが必要か否かを検討することにする。

表2

治水対策案の大戸川の事業費		
河道掘削案	引堤案	堤防嵩上げ案
210億円	490億円	230億円

表3

治水対策案の淀川本川の事業費
河道掘削案
1,240億円

1-2 ダムの治水効果の減衰を考慮しない淀川での大戸川ダム効果

大戸川ダム検証素案では、淀川本川に関して図1が示され、淀川本川の7.0～7.2km、8.6～9.8km、13.0～15.4kmは大戸川ダムがないと、計画流量の流下時に計画高水位を超えることを問題視している。

図1は、淀川本川での大戸川ダムの洪水ピーク削減量が400m³/秒あることが前提とした水位計算結果であるが、大戸川ダムに淀川本川でそのように大きな治水効果があるのだろうか。

淀川本川

図1

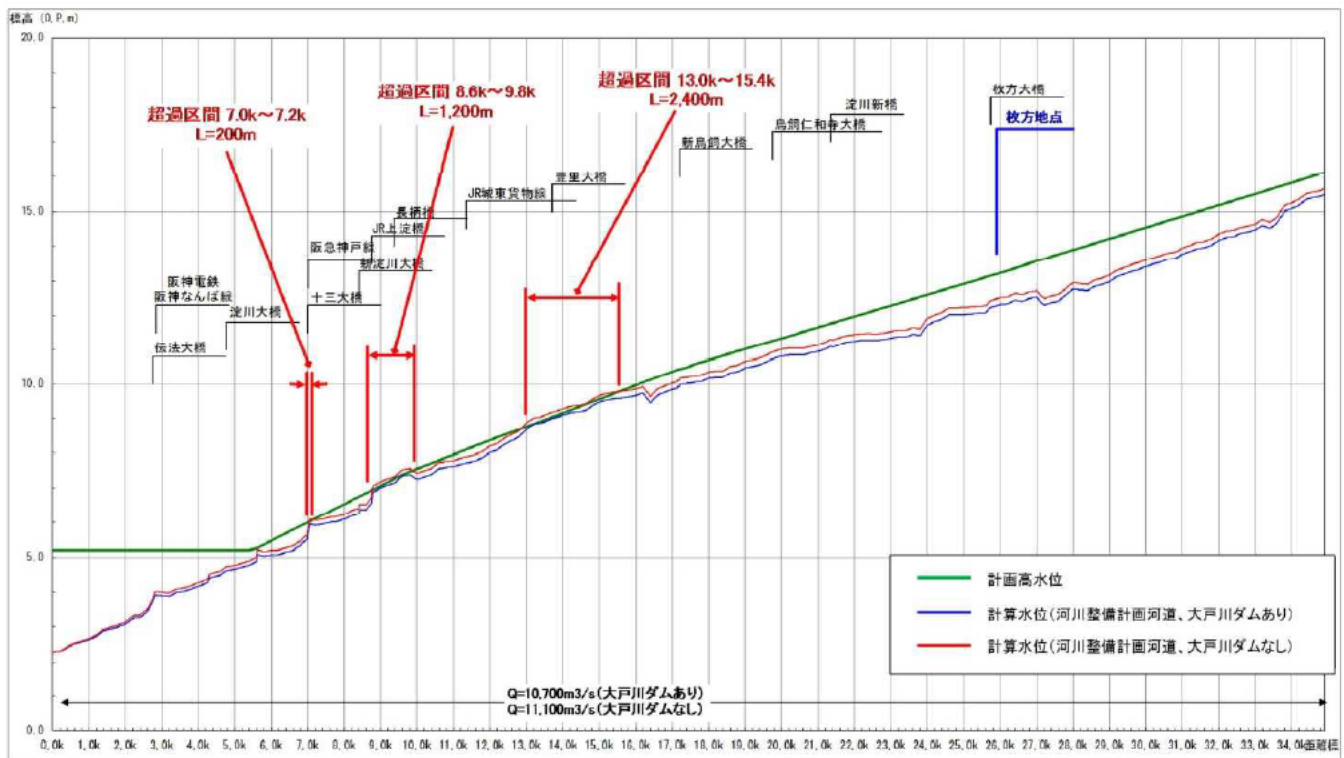


図 4.2-1 河川水位縦断図（淀川本川）

表4 近畿地方整備局が示す大戸川ダム の洪水ピーク流量削減効果

淀川河口部からの距離標	淀川本川 (昭和28年9月洪水)	大戸川 (戦後最大洪水)				
	0~35 km	69~71 km	71~72 km	72~74 km	74~75 km	75~80 km
大戸川の距離標 (瀬田川合流点から)	--	0.0~1.9 km	1.9~3.2 km	3.2~4.6 km	4.6~6.2. km	6.2~11.2 km
A 大戸川ダムなしの計画流量 m ³ /秒	11,100	850	830	820	790	750
B 大戸川ダムありの計画流量 m ³ /秒	10,700	550	460	450	370	280
A-B 大戸川ダムの効果 m ³ /秒	400	300	370	370	420	470

[注] 大戸川は瀬田川に合流するが、その合流点は淀川河口部からの距離標で約69km地点である。大戸川ダムの地点は瀬田川合流点から約12kmである。

図2

支川の合流に伴うダム調節ピークカット量低減の模式図

この淀川本川の効果と、検証素案に記されている大戸川でのダム治水効果(図4.2-2)と比較したのが表4である。

大戸川においてはダム直下で大戸川ダムによる洪水ピーク流量削減効果が470 m³/秒あるが、下流に行くにつれて次第に小さくなり、約10 km下流の瀬田川合流点近くでは300 m³/秒に、約2/3に低下している。

ダムの洪水ピーク流量削減効果は下流に行くにつれて小さくなる。その理由の一つは、図2の模式図に示すように、支川の流入に伴い、洪水波型が重なってピーク発生時間がずれていき、ダム洪水調節によるダム地点でのピークカット量よりも、合流後のピークカット量が小さくなることである。

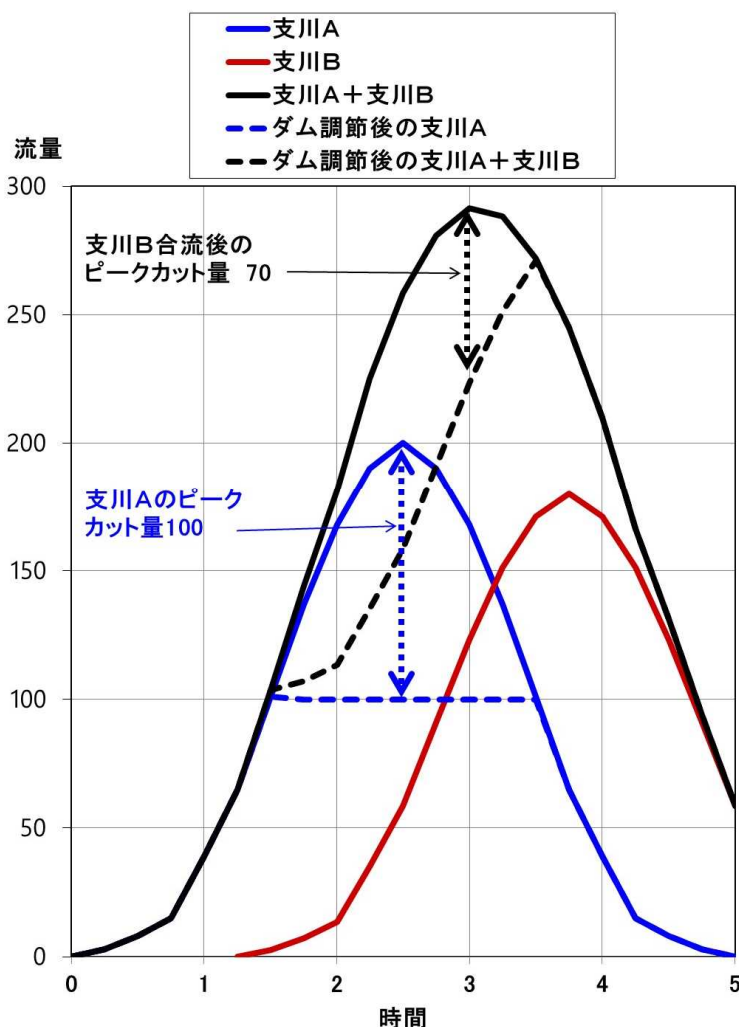


図 3

もう一つの理由は、図 3 に示すように勾配がゆるい河道では河道での貯留効果が働いてピークの突出が小さくなり、ダム地点のピークカット量の効果も小さくなることである。

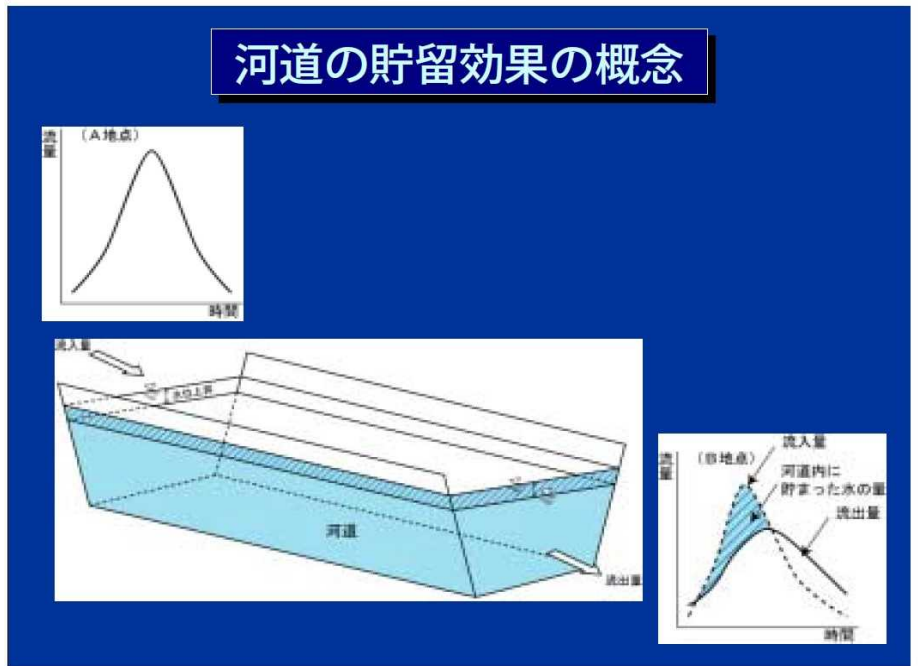
この二つの理由によってダムの治水効果は下流へ行くにつれて次第に減衰していく。

2015 年 9 月の鬼怒川洪水では、図 4 に示すように、上流 4 ダムの洪水ピーク削減量はダム地点では実績として 2100 m³/秒あったが、約 120 km 下流の最下流部・水海道地点におけるピーク流量の削減は国交省の

計算水位から推測すると、200 m³/秒程度になっており、1/10 に減衰していた。

大戸川についての表 4 の国交省の計算結果はこのダム効果の減衰を表わしている。

ところが、淀川本川では表 4 のとおり、大戸川ダムの効果が逆に 400 m³/秒へと上昇している。大戸川についての計算結果では約 10 km の流下でピーク削減効果が約 2/3 になっ

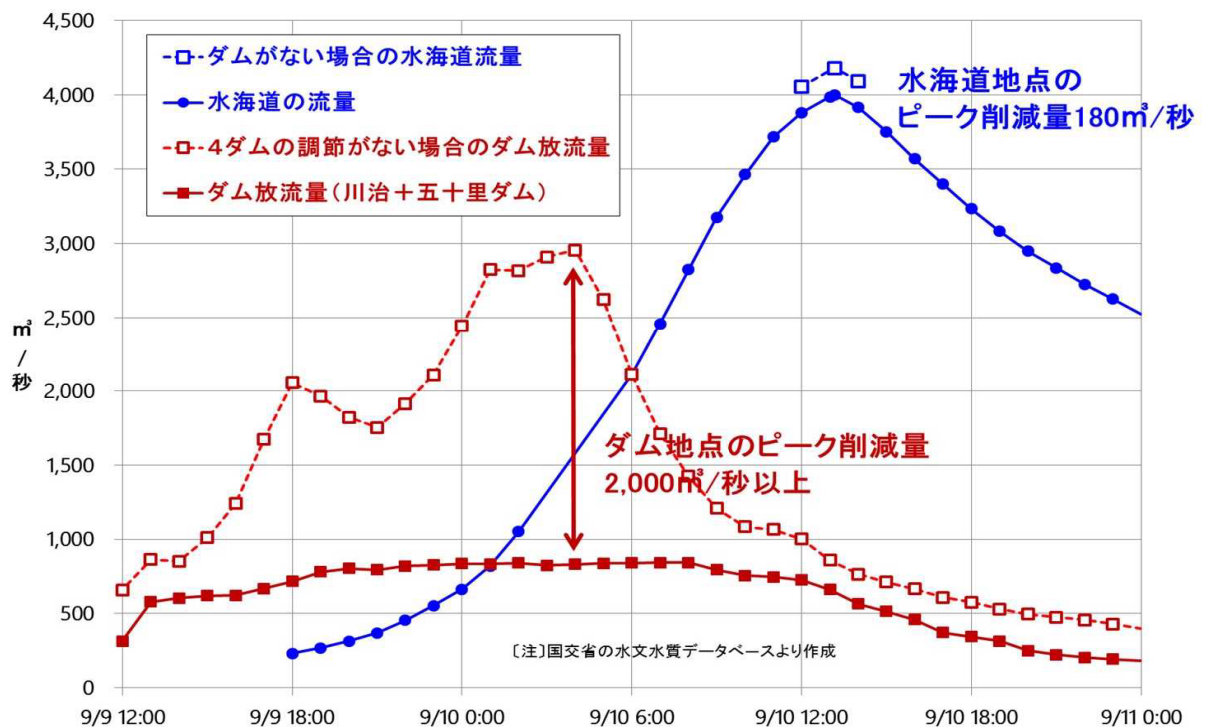


(兵庫県「基本高水の設定」平成 15 年 8 月 4 日の資料より)

図 4

2015 年 9 月鬼怒川洪水における 4 ダムの効果

ダム地点 (134km) の放流量と下流・水海道地点 (11km) の流量



[注]国交省の水文水質データベースより作成

ているのであるから、淀川へ行けばさらに小さくなるはずである。大戸川の瀬田川合流点から淀川本川の治水基準点・枚方（25.9 km）まで40 km以上あるので、淀川本川では大戸川ダムの効果が大戸川最下流の300 m³/秒よりかなり小さくなるはずである。

仮に距離に比例して減衰するとすれば、枚方での効果は300 m³/秒×(2/3)⁴=60 m³/秒になる。減衰効果を控えめに見ても100～150 m³/秒程度になるのではないか。

大戸川の流域面積193 km²（黒津）に対して、淀川本川の枚方の流域面積は7281 km²もあるから、淀川本川まで流下するまでの間に数多くの支川の流入で大戸川ダムの洪水ピークカット効果が次第に減衰していくことは確実である。

それが検証素案では淀川本川で大戸川ダムの治水効果が反転して400 m³/秒に上昇するというのである。理解しがたい大きな効果である。

この疑問点を国交省にぶつけたところ、国交省は淀川本川は昭和28年洪水、大戸川は昭和57年洪水の数字であるからと説明した。しかし、滋賀県に問い合わせたところ、大戸川については昭和28年洪水、昭和57年洪水を含めて、戦後最大洪水の流量をダムなしの流量として記載しているとのことであるから、国交省の説明は理由にならない。

このように、淀川本川における大戸川ダムの治水効果400 m³/秒は理解できないきわめて過大な数字なのである。淀川本川において大戸川ダムがそれなりの効果があることにしないと、大阪府等に費用負担を求めることができないので、国交省はその治水効果を大幅に水増ししたのではないか、そのような疑いを持たざるを得ない。

1-3 淀川本川は現況堤防の余裕高が2.5～3m以上あるので、大戸川ダムのわずかな治水効果は無意味である

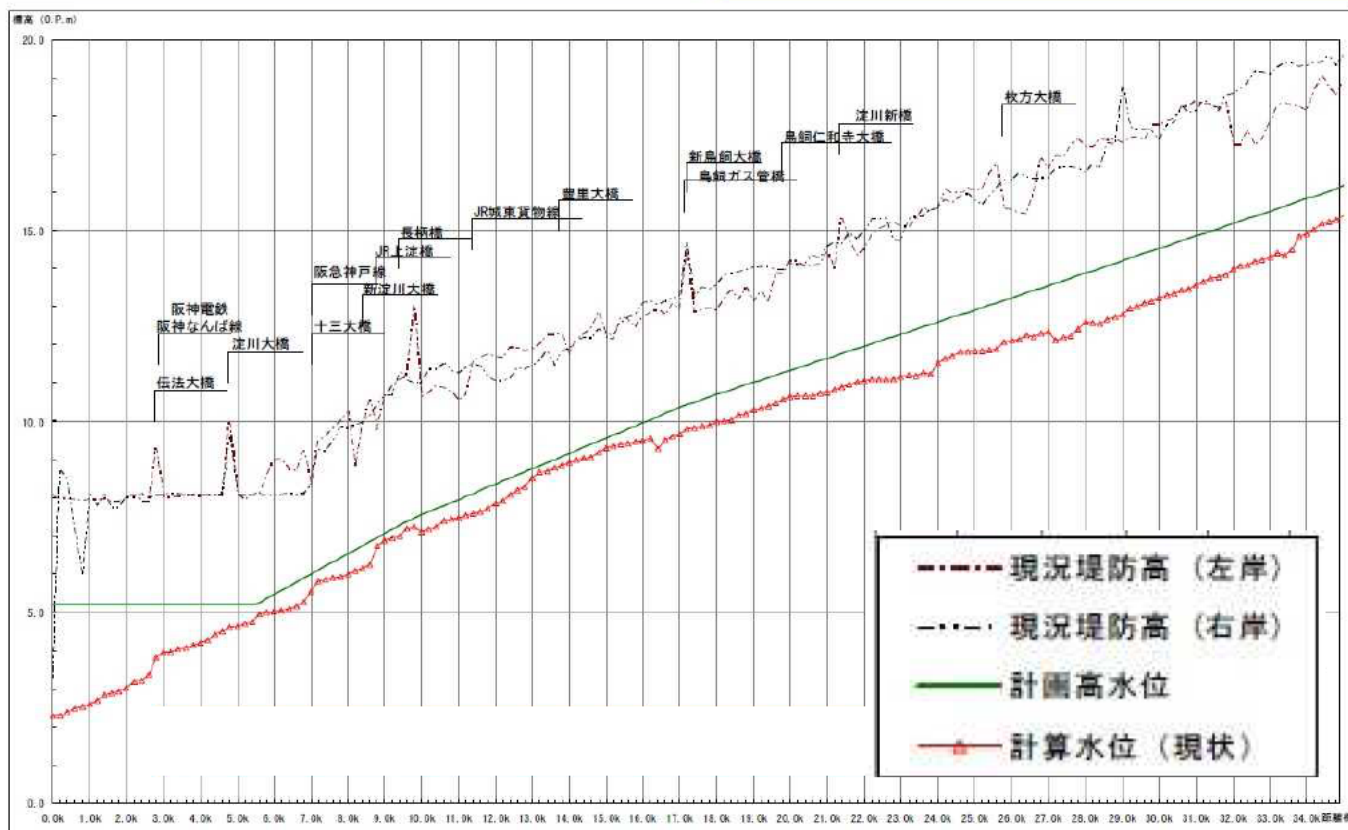
検証素案では淀川本川で上述のとおり、8.6～9.8 km等で大戸川ダムがないと、計画流量の流下時に計画高水位を超えることを問題視しているが、計画高水位を超える高さは図1（検証素案の図4.2-1）から読み取ると、最大で15 cm程度である。これは大戸川ダムがないと、流量が400 m³/秒増えることを前提とした数字であり、実際は上述のようにせいぜい100～150 m³/秒しか増えないから、超過水位は5 cm程度になると考えられ、わずかなものである。

そして、百歩譲って、仮に淀川本川で計画高水位を15 cm超えることがあるとしても、それが淀川本川の氾濫の危険性に結びつくことにはならない。国交省は計画高水位を超えると、堤防の余裕高が食われ、氾濫の危険性が生じるとしているが、実際はそうではない。

淀川本川の堤防で確保すべき余裕高は2 mと定められ、計画堤防高は計画高水位+2 mとなっているが、現況堤防高は左岸、右岸とも計画堤防高よりかなり高く整備されている。

◇水位縦断図(淀川本川) 図5

目標：計画規模洪水（昭和47年台風20号型）



※降雨：計画規模洪水(722×1.53) 計算条件：既設洪水調節施設(現行操作・現行容量)、現況河道

川上ダム建設事業の
関係地方公共団体からなる検討の場
第2回幹事会(H24.3.23)
参考資料-1

6

近畿地方整備局「淀川水系における河川整備計画の概要」

淀川水系河川整備計画の資料によれば、**図5**のとおり、左岸、右岸の現況堤防高は計画高水位より概ね2.5~3m以上高い位置にある。したがって、大戸川ダムがないために、計画高水位を5~15cm超えることがあったとしても、現況の堤防天端高には2.5~3m以上の余裕高があって、確保すべき余裕高2mを0.5~1mも上回っているのであるから、治水対策上、何も問題にならない。

したがって、淀川本川においては大戸川ダムなしで何の支障もないのである。

1-4 不要な淀川本川対策費用を除くと、代替案が大戸川ダム案よりはるかに有利となる

大戸川ダムの治水代替案の事業費を引き上げているのは**1-1**で述べたように、淀川本川対策費であるから、それが不要となれば、治水対策代替案の事業費は大戸川の分だけとなり、大戸川ダム案と治水対策代替案の事業費の大小関係が次のように逆転する。

大戸川ダム案
478億円(残事業費)

(表1)

大戸川の河道掘削案
210億円

(表2)

大戸川の堤防嵩上げ案
230億円

(表2)

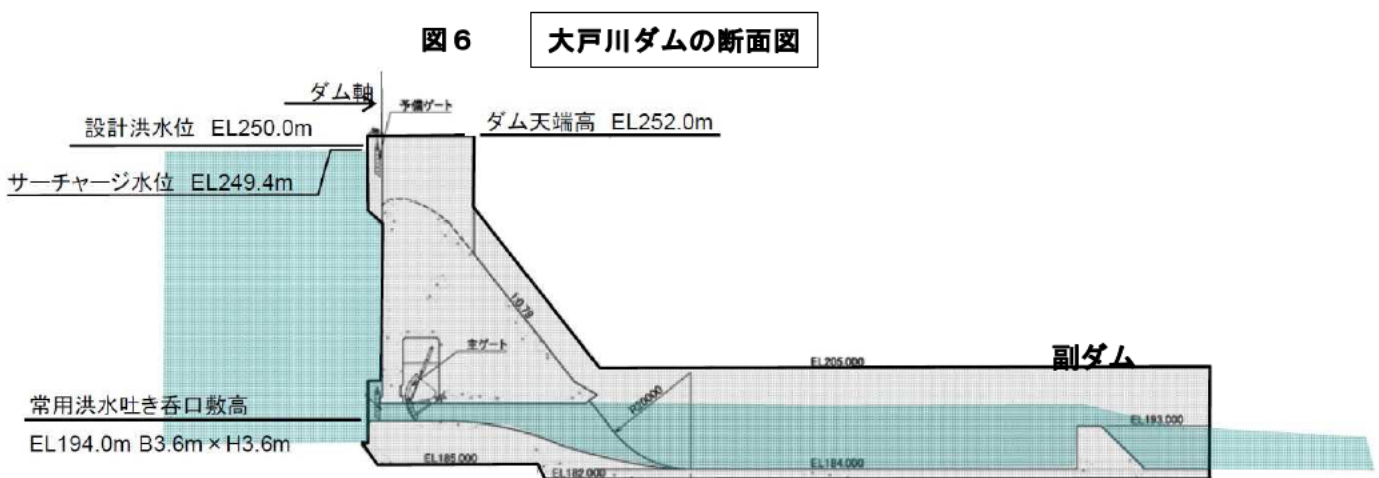
選択すべきは大戸川ダム案ではなく、河道掘削案や堤防嵩上げ案となる。大戸川ダム案より、事業費がはるかに安上がりになる。

2 自然にやさしくない流水型ダム（穴あきダム）

2-1 水生生物の行き来を妨げる障害物「副ダム」

流水型ダム（穴あきダム）は上流と下流の連続性を確保できることを売り物にしているが、実際はそうではない。大戸川ダムの断面図は図6のとおりで、洪水吐きの下流側に洪水の勢いを減衰させるために減勢工がつくられる。減勢工は下流側に副ダムがあって、それが水生生物の行き来を妨げる障害物になる。また、副ダムの上流側に形成される貯水域で水質が劣化することも予想される。

流水型ダムであっても、ダム建設後は生き物が上下流を自由に行き来できる状態ではなくなってしまうのである。



※今後、詳細な検討により設計が変更されることがある。

図 2-6 断面図（常用洪水吐き部分）

次頁の**写真1**は日本で最初の流水型ダムである島根県の益田川ダムの副ダムである。幅が50メートル近くある副ダムにおいて水が流れるスリットの水路は1m幅のものが2カ所付いているだけであるから、流速が高まると、スリットの水路で行き来できる水生生物は限られる。

写真2はロープを副ダムに垂らしたところ、スリット水路を通れないツガニがロープをつたって遡上するようになったという報告の写真であるが、しかし、このことは逆に、副ダムが水生生物の遡上を妨げる障害物になっていることを示している。ツガニはロープでようやく対応できたとしても、他の水生生物については不明である。副ダムの存在が水生生物の生息域を狭める要因になっていると考えるべきである。

大戸川においても、大戸川ダムが建設されれば、副ダムの存在が水生生物の生息に多大な影響を与えることになるだろう。

益田川ダムの副ダム（島根県のHPより）

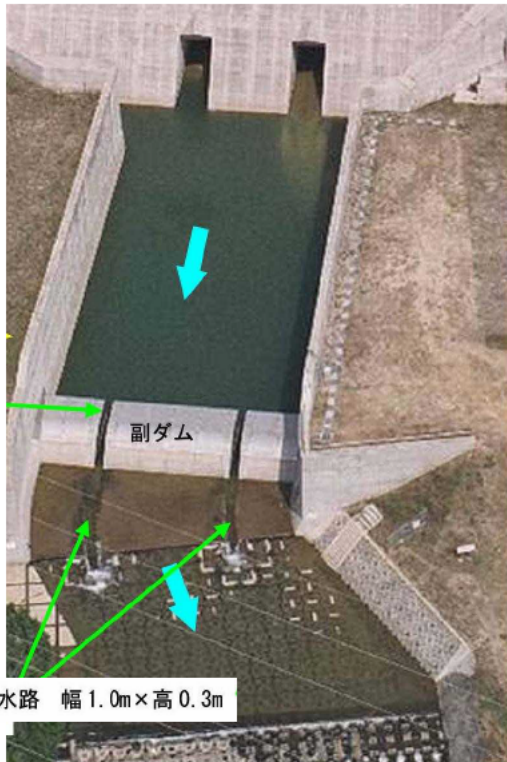


写真 1

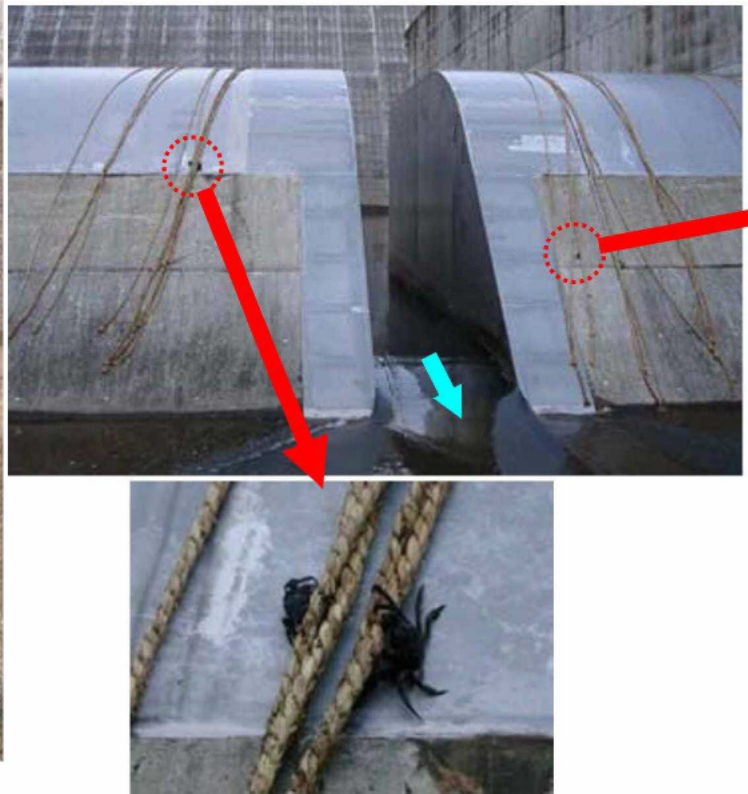


写真 2

2-2 濁りの長期化

流水型ダムは一時的にせよ洪水を貯留するので、河川水の濁りが長期化することは避けられない。ダムがなければ、洪水の通過後に河川水の濁りはすみやかになくなるが、流水型ダムの場合にはそうではない。

図7のグラフは、2010年に益田川ダムについて観測調査した結果である。観測期間中に複数回の洪水が発生し、高濁度水が流下している。ダム上流側（Upsream）は洪水終了後に濁度がすみやかに低下しているのに対して、下流側（Downsream）は10～数ppmの濁度が続いている。流水型ダムであってもダムであることには変わりなく、清流に戻りにくくなってしまうのである。

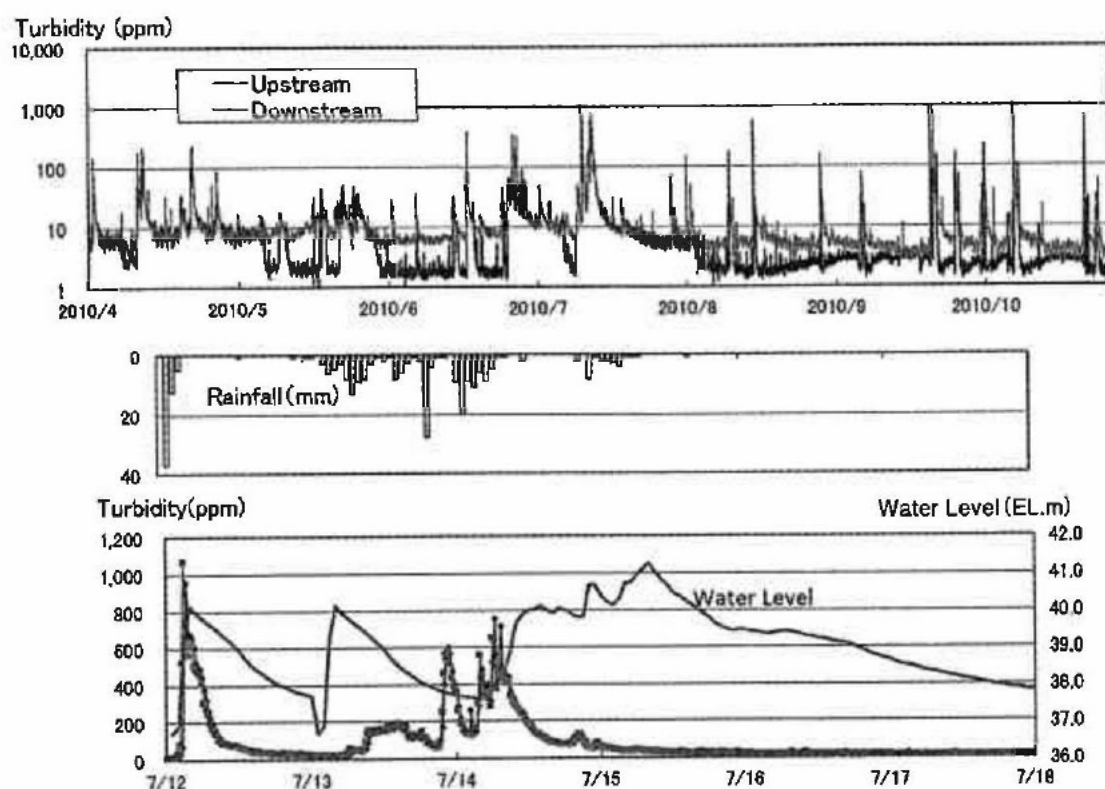


図7 益田川ダムにおけるダム上下流の濁度変化（2010年）

（角哲也「流水型ダムの歴史と現状の課題」水利科学 2013年 No.332）

しかも、これはさほど大きくない洪水の場合である。益田川ダムは完成してからまだ15年間程度しか経っておらず、今後、大洪水が来て土砂が一挙に流出した場合、ダム下流で高濁度水が長期化することが心配される。

したがって、大戸川ダムが建設されれば、川の濁りが長期化し、魚類の成育や生態に対して少なからず影響を与えることを危惧せざるをえない。

3 流水型ダム（穴あきダム）の危険性

—大洪水時には閉塞して洪水調節機能を喪失—

大戸川ダムのような流水型ダムについて強く心配されることは、大洪水時に流木や土砂などで洪水吐きが詰まって、洪水調節機能が失われてしまうことである。

大戸川ダムの常用洪水吐きは横4m、縦4mの穴が1門である。その手前に鋼製のスクリーン（流木閉塞防止設備）を設置して、流木等の流入を防ぐとしている。

鋼製スクリーンは、次頁の**写真3**に示す益田川ダムの例と同様のものである（益田川ダムの常用洪水吐きは3.4m×4.45mが2門）。しかし、これで本当に閉塞を防ぐことができ

写真3 益田川ダム（島根県のHPより）

るのであろうか。

特に山腹が崩壊したような大洪水時には、枝葉が付いた樹木そのものが土砂とともに一挙に流出してくるであろうから、鋼製スクリーンは流出樹木や土砂で覆われて、通水能力が激減してしまうことが予想される。



流木止め設備（流木閉塞防止設備+流木補足工）

全国で既設の流水型ダムは益田川ダム、辰巳ダム、西之谷ダム、浅川ダム、最上小国川ダムだけである。流水型ダムは、その例が極めて少なく、歴史がまだ浅い。日本で最も古い益田川ダムさえ、完成してから約15年しか経っていない。日本での流水型ダムの実例は現在はたったこれだけであり、しかも、これらの流水型ダムではいまだ大洪水が来ておらず、大洪水が来た時に、流水型ダムの小さな洪水吐きが閉塞することがないのか、鋼製スクリーンの周辺がどうなるのか、全くの未知数なのである。

常識的には、大洪水時には鋼製スクリーンが流出樹木や土砂で覆われて、閉塞してしまう危険性が十分にあると考えられる。

大戸川ダムが閉塞すれば、大戸川ダム下流の河道はダムの洪水調節を前提として計画されているから、大氾濫の危険にさらされることになる。

以上

補 足 資 料

2021年3月27日

公述人

【1】各河川の新たな目標洪水

桂川 ; 平成25年台風18号洪水

宇治川 ; 平成25年台風18号洪水

木津川 ; 昭和28年台風13号洪水の降雨量1.1倍洪水

【2】桂川、宇治川、木津川で目標洪水を安全に流下させる対策を実施した

場合の枚方地点の流量とダム及び下流の橋梁架替による効果

淀川本川枚方地点 ; 最大流量は現施設下で11,700m³/s

・川上ダム整備 ; 流量カット ▲400m³/s

・大戸川ダム整備+再開発後天ヶ瀬ダムによる

二次調節 (1,140m³/s 放流を400m³/sに縮小) ; 流量カット ▲500m³/s

◎枚方地点流量は900m³/s減少 ; 最大流量は10,800m³/sに

枚方地点の流下能力 現在 ; 10,500m³/s

・ 阪神なんば線淀川橋梁架替；流下能力アップ 200m³/s

・ 淀川下流の橋梁（3 橋梁のうち 1 橋）；流下能力アップ 100m³/s

◎枚方地点の流下能力は 300m³/s アップ；流下能力は 10,800m³/s に

【3】大戸川ダム無しで枚方地点流量 500m³/s カットは可能（代替案）

<三つの合わせ技>

①喜撰山ダム（497 万 m³）と天ヶ瀬ダム利水容量（206 万 m³）

事前放流により洪水調節に活用

・ 喜撰山ダム（197m³/s 揚水）天ヶ瀬ダム利水容量（143m³/s 貯水）

・ 二次調節 1,140m³ 放流 → 800m³/s 放流（340m³/s 縮小）

・ 枚方地点における流量カット 240m³/s

②水道事業者が利用権保有の利水容量 4 ダムで 1,890 万 m³

・ 国が買い上げて洪水調節に転用

・ 既設ダムの操作方法も変更

・ 枚方地点における流量カット 200m³/s

③関電宇治川発電所の緊急時給水中断（60m³/s）

・ 枚方地点における流量カット 60m³/s

①+②+③ 枚方地点における流量カット 500m³/s

【4】水道事業者が施設利用権を保有するダムごとの利水容量

高山ダム；権利保有者 大阪広域水道、大阪市、尼崎市 容量計 760 万 m³

青蓮寺ダム；権利保有者 大阪広域水道、大阪市、尼崎市 容量計 668 万 m³

比奈知ダム；権利保有者 京都府 容量 140 万 m³

日吉ダム；権利保有者 大阪広域水道、京都府 容量計 322 万 m³

合計 1,890 万 m³

【5】ダム操作方法の変更

高山ダム；1,300m³/s～1,800m³/s 一定率を 500m³/s～1,800m³/s 一定率に

青蓮寺ダム；450m³/s 一定放流を 260m³/s 一定放流に

比奈知ダム；300m³/s 一定放流を 260m³/s 一定放流に

日吉ダム；150m³/s 一定放流を 130m³/s 一定放流に

【6】代替案のメリット

(1) 初期投資が極めて安いこと

唯一の初期投資：水道事業者から国が利水容量を買上げる対価が考えられるが、水道事業者はダム管理費負担から逃れることが主であり、対価に大きくは期待していない。

(2) 代替案としての対策の整備完了までに要する期間は極短い

①喜撰山ダムと天ヶ瀬ダム利水容量について、事前放流による洪水調節活用
に関し、淀川水系治水協定（令和2年 河川管理者、ダム管理者、水道
事業者等の間）締結済み。

②水道事業者が施設利用権保有の利水容量（4ダム、1,890万m³）につい
て、国が買い取る条件の協議に多少の時間を要すかもしれないが、長期
にはならない。

③関電宇治川発電所への緊急時給水停止については、国と関電が協定を締
結しなければならないが、補償等について時間はかからない。

【7】変更原案における大戸川ダム位置づけ

代替案が成り立つのであれば、残る大戸川ダムの目的 →

大戸川流域の洪水調節

◎ B/Cを検証。建設を進めることになれば、残事業費の府県の負担割合等
を再検討の上、関係府県の意思を確認してダムの整備を決定することを明
記する。

【8】変更原案において淀川下流の橋梁架替実施の具体化を

上下流バランスの堅持のために

桂川、宇治川、木津川において目標洪水を安全に流すための対策を完了するには、先に枚方地点における流下能力を 10,800m³/s に高める必要がある。

- ・ 阪神なんば線淀川橋梁架替完了に加え、
- ・ 淀川下流の 1 橋梁の架け替えが必要

橋梁の改築には、関係機関等との調整に多大な時間を要することに加え、多額の事業費が必要になる。

早急に、改築する橋梁を決定（第一候補は淀川大橋？）し、優先度の高い事業と変更原案に位置付ける。

<参考>

淀川大橋；橋脚数 29 本、径間長約 21m、阻害率約 9%、桁下高 OP + 2.8m

伝法大橋；橋脚数 18 本、径間長約 19m、阻害率約 6%、桁下高 OP + 3.6m

阪急神戸線淀川橋梁；

橋脚数 31 本、径間長約 16m、阻害率約 9%、桁下高 OP + 5.8m

以上

別紙 (210328 公聴会公述意見)

淀川水系河川整備計画(変更)への意見

整備計画(変更)への疑問

淀川水系河川整備計画(変更)は、いかなる整備段階においても淀川本川では 1/200 の計画規模洪水を安全に流下させることを前提に、支川においては目標洪水(宇治川・桂川については平成 25 年台風 18 号洪水、木津川については昭和 28 年台風 13 号洪水×1.1 倍、猪名川については昭和 35 年台風 16 号洪水×1.1 倍)を安全に流下させることを目標としている。

この目標のもとに、支川において目標洪水対応を実施すると、枚方流量は 11,700m³/s になるので、川上ダムで 400m³/s、天ヶ瀬ダム 2 次カットで 500m³/s 低減して枚方流量を 10,800m³/s にするとともに、流下能力を阪神なんば線淀川橋梁の架け替えにより 200m³/s、その他の橋梁架け替え等により 100m³/s 増大して、淀川本川の流下能力を現行の 10,500m³/s から 10,800m³/s にすることにより、流量と流下能力をバランスさせようとしている。

この計画には次の疑問がある。

第一は、川上ダムの効果についてである。一般に、ダムによる洪水調節の効果は、流下にとともに洪水波形が扁平化するとともに、合流河川からの合流量が増えるため、ダム地点から下流にいくほど低下する。平成 27 年 3 月認可の川上ダム建設事業に関する事業実施計画(第 3 回変更)によれば、ダム地点の計画高水流量 850m³/s のうち 780m³/s を洪水調節するとしている。平成 20 年 1 月の第 71 回淀川水系流域委員会審議資料 2-5 によれば、計画規模洪水に対する川上ダムの岩倉地点(93.2K)の流量低減は最大となるパターンで約 500m³/s となっている。整備計画では枚方地点(25.9K)の川上ダムによる流量低減を 400m³/s としているが、岩倉・枚方の 67.3km 区間には多くの河川が合流しており、枚方地点の流量低減への効果はきわめて小さい。したがって、川上ダムは、竣工間近であるが、つくる必要はなかった。

第二は、淀川本川の流下能力の増大についてである。平成 19 年 9 月の第 59 回淀川水系流域委員会審議資料 2 によれば淀川本川の最小流下能力は 7.0K+55 地点の 10,500m³/s であり、下流橋梁群が位置する 2.7~3.0K ではない。したがって、5~17K に存在する流下能力が 10,800m³/s 以下の区間の流下能力を増大させる必要がある。橋梁の架け替えだけで流下能力の増大がもたらされるとするのは間違いである。第一と合わせて、流量と流下能力がバランスしているかに疑問がある。

第三は、計画高水位と破堤との関係についてである。土砂でできた堤防は脆弱であるが、洪水位が計画高水位を超えたからといって直ちに破堤するわけではない。計画高水位を超えれば破堤の危険が増すのなら、堤防補強を優先すべきであり、ダムを優先するのは間違いである。「ダムがなければ破堤して莫大な被害がでる」というのは脅しに過ぎない。

第四は、流量および流下能力の計算値の精度についてである。流量は流出解析から計算されるが、流出係数によって計算結果は異なってくる。計算に用いられる流出係数はそれほど正確ではなく、流量の計算値に 100m³/s の精度はない。流下能力についても同様で、流下能力は水位計算をもとに計算されるが、計算結果は粗度係数によって異なってくる。粗度係数は 0.020~0.030 の値であるが、0.001 異なるだけで流下能力には数%の差がでる。したがって、100m³/s の精度はない。このように大まかな値の比較に基づく治水計画は「危うさ」を内包している。

大戸川ダムの建設には緊急性がない

大戸川ダムについて、整備計画では「実施時期を検討する」とされていたが、変更原案では「整備する」になっている。しかし、大戸川ダムの建設には緊急性がない。その根拠は以下の通りである。

天ヶ瀬ダムの操作規則によると、2次調節の開始は、

- ①流入量がピークを過ぎてから、
- ②枚方流量が 8,000m³/s を超えてから、
- ③ただし、治水容量が不足するときは開始を遅らせることができる、

とされている。

表は、計画規模洪水 33 パターンのうち枚方流量が 8,000m³/s を超えるのは 25 パターンである。それらについて天ヶ瀬ダムの 2次調節をしない場合の枚方流量と天ヶ瀬ダム必要容量が示されている(京都府技術検討委員会報告書 2008.9 より作成)。

必要容量が 2,000 万 m³ を超えるのは 7 パターンあるが、いずれも枚方流量は 10,800m³/s 以下なので、規則③にしたがって 2次調節を遅らせるかやらなければ、結果として、ダムはパンクしない。

枚方流量が 10,800m³/s を超す 2 パターンについては 2次調節を行えばよいだけである。もちろんこの場合もダムはパンクしない。

結局、計画規模洪水 33 パターンすべてが淀川本川を安全に流れることができ、大戸川ダムの必要根拠は崩れている。したがって、大戸川ダムの建設には緊急性がない。

地点	洪水	倍率	枚方流量 m ³ /s	天ヶ瀬ダム 必要容量 万m ³
枚方 1/200	昭和28年台風13号	1.18	10,167	2,273
	昭和34年台風7号	1.38	10,288	1,938
	昭和34年台風15号	1.45	11,002	987
	昭和36年10月豪雨	1.35	10,431	1,581
	昭和40年台風24号	1.55	10,207	1,998
宇治 1/150	昭和57年台風10号	1.25	9,266	2,163
	昭和28年台風13号	1.02	8,559	894
	昭和34年台風7号	1.54	10,126	2,021
	昭和36年6月豪雨	1.33	9,179	890
	昭和40年台風24号	1.32	8,076	474
加茂 1/150	昭和47年台風20号	1.29	8,875	367
	昭和57年台風10号	1.34	8,919	2,119
	昭和34年台風15号	1.22	8,858	133
	昭和36年10月豪雨	1.38	10,170	1,188
	昭和40年台風24号	1.48	9,173	1,310
島ヶ原 1/100	昭和57年台風10号	1.38	9,946	2,635
	昭和28年台風28号	1.21	10,056	2,272
	昭和36年10月豪雨	1.42	9,917	1,068
	昭和40年台風24号	1.48	8,954	1,192
羽東師 1/150	昭和34年台風7号	1.48	9,754	897
	昭和34年台風7号	1.27	8,744	1,024
	昭和34年台風7号	1.53	11,086	1,475
請田 1/100	昭和28年台風13号	1.20	9,973	2,224
	昭和40年台風24号	1.45	8,936	1,084
	昭和47年台風20号	1.35	9,288	806

耐越水堤防の整備を進めるべきである

淀川水系では堤防天端までの表法護岸と裏法尻のドレーン工による堤防補強が実施されているが、裏法は植生工とされている。破堤原因の大半を占める越水破堤では、越流水による裏法尻から侵食が始まり、天端まで進行して破堤に至るため、裏法にも表法と同様に被覆工を実施することが重要である。堤防前面に被覆工を行う補強に必要がある。

さらに越水に耐えるのが二重鋼矢板補強である。堤防天端の両肩から鋼矢板を打設すれば越水にも十分耐えることが東日本大震災で証明されている。すでに実施されている地域もあり、淀川水系にも取り入れるべきである。

淀川下流部には、「まちづくりと連携した一体的整備などの合意の得られた地区から」との条件つきであるが、高規格堤防事業を実施するとしている。しかし、高規格堤防は計画されるだけで地域に混乱をもたらす。連続堤として完成する見込みがない状況では整備計画に位置づけるのは

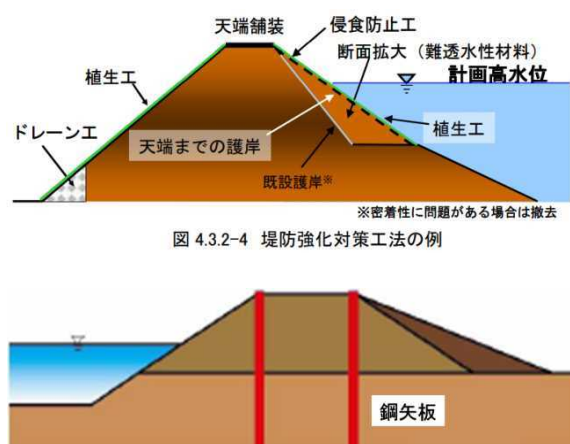


図 4.3.2-4 堤防強化対策工法の例

不適切である。

上野遊水地の越流堤をつくり直すべきである

上野遊水地は河道改修に伴う流量増が下流に及ばないようにするためのもので、昭和 44 年(1969 年)に工事が開始され、平成 27 年(2015 年)6 月から運用されている。

上野遊水地は 250ha の広大な用地を要し、地元住民にとっては死活問題であったため、周囲堤などの用地 74ha については買収方式、残りの 176ha については地役権方式が採用された。事業者は土地価格の 30%で湛水権原を確保でき、地権者は利用に制限はあるものの農業は継続できることになった。このときに 3 つの約束が交わされている。すなわち、

- ①越流頻度 1/10 で地役権を設定、
- ② 4 遊水地は同時越流・同時満水、
- ③ 4 遊水地は同時完成、

である。

当初計画では越流堤の高さを、服部川遊水地 134.8m、木津川遊水地 135.0m としており、越流頻度が 1/5 であった。約束が守られていなかったのである。淀川水系流域委員会が問題視し、近畿地整と委員会が数値シミュレーションにより検討し直すことになった。その結果、昭和 28 年台風 13 号洪水の岩倉流量を最小にする越流堤高は両者とも 135.8m 付近としている。越流頻度は 1/8 であり、約束に近い。

ところが、完成した越流堤の高さは 134.4m とされている。当初計画に較べれば 0.5m 低く、検討結果に較べれば 1.4m も低い。越流頻度は 1/4 程度である。

約束を完全に無視しており、地権者への裏切りである。越流堤の高さと長さについて早急により詳細に検討し、最適なものに変更すべきである。

以上